

豊中市におけるコロナ禍での女性の社会的困難
(中間報告書)

2023年3月31日

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団

【概要】

2020年2月から広がった新型コロナウイルスのパンデミックは、社会全体に大きな影響を与えてきた。特に女性は、家庭や職場での負担増、あるいは就業機会の減少など、様々な社会的困難に直面してきた。本研究では、コロナ禍において豊中市在住の女性に起きた社会的困難に焦点を当て、支援の実態を捉えるとともに、今後必要とされる支援について考える。

【背景】

2020年2月、新型コロナウイルス感染症が広がりを見せた。同年2月27日には、3日後からの臨時一斉休校が要請され、同年4月7日から、初めての緊急事態宣言が発出された。その後も新型コロナウイルス感染症は収束の気配を見せないままに、2022年中頃からは、「ウイズコロナ」という言葉による経済活動緩和が進められるようになったが、約3年間、わたしたちは日常生活において何らかの制約を受けながら生活していた。

コロナ禍において女性たちが経験してきた社会的困難は多岐にわたる。まず、学校や保育園の休校により、子育てや家事の負担が増大し、働きながらの家庭生活の両立が難しくなった。また、非正規雇用やサービス業など、コロナ禍で影響を受けやすかった仕事に就く女性は、失業や収入減などの経済的困難にも直面した。

さらに、パンデミック当初にはマスクや手袋の確保など、日常生活における物資不足も問題となった。固定的性別役割分業意識によって家族のケアを担うことの多い女性にとって、従来の家事育児のうえに、家族の健康管理も日常の家事に加わり、さらに、仕事、勉学などの不安軽減や感染への不安緩和といった感情労働も重なり、心理的な負担が加重になったものと考えられる。

【本研究の意義】

2023年3月現在、マスク着用は個人の意志で行う、という政府方針が提示された。季節性インフルエンザと同等の5類として扱うという方針も示された。表向きは、いわゆる「コロナ禍」は収束したかのように扱われるようになりつつあり、「ウイズコロナ」という言葉に象徴されるように、生活の中に当たり前前に新型コロナウイルスが存在するものとして社会は動き始めている。

しかし、コロナ禍の3年間で女性たちが受けた影響は払拭されているのだろうか。約3年の間にどのようなことが起きたのか。それらは、なぜ女性たちに生じたのか。また、特にどのような女性に影響が大きかったのだろうか。深刻さや社会的な背景はどのようなものであろうか。

本研究では、コロナ禍で女性が直面した困難や負担について、特に豊中市で、どのような女性に、どのような困難が生じたのかを調査したい。それらを理解することで、より多様な立場や視点からコロナ禍のような災害時における地域課題を考えることができるだろう。また、女性が社会的困難に直面しやすい背景について考察することで、ジェンダー平等や女性の権利についての議論を深めたい。

【中間報告書の位置づけ】

この中間報告書では、はじめにコロナ禍で実施された先行研究で、どのような女性に影響があったのかを考察する。その後、豊中市に限定してコロナ禍における女性たちの生活困難を捉えたい。ただ、生活困難に陥った女性たちに直接にアクセスして実態を把握することは、すてっぷの一職員としては極めて難しい。そこで、豊中市において経済的な支援の窓口となってきた支援機関へのヒアリング調査から、支援を必要とした女性たちの状況をまとめた。一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団（以降、財団）が行なった事業の中からは相談事業を取り上げた。

中間報告では、先行研究によって明らかにされている女性の社会的困難をふまえ、豊中市のデータや支援機関へのヒアリング調査などから、本市における困難に直面した女性の属性や背景などを考察する。

【中間報告書で取り上げた担当部局・機関】

部局・機関名	担った制度・支援	利用期間
市民協働部 暮らし支援課 暮らし再建パーソナルセンター	住居確保給付金 (生活困窮者自立支援法)	住宅費用 最大9ヶ月 (特例で最長15ヶ月)
豊中市社会福祉協議会	緊急小口資金 総合福祉資金 (コロナ特例)	給付1回 貸付3ヶ月 延長貸付3ヶ月 再延長貸付3ヶ月
一般財団法人 とよなか男女共同参画推進財団	すてっぷ相談室	常設 臨時休館による 電話相談対応期間あり

ヒアリング調査は今後も範囲を広げて実施していく。

豊中市のコロナ禍において重要な支援を担った部局・機関と財団からすすめた。

目 次

1	コロナ禍で女性に生じた社会的困難に関する先行研究	6
2	コロナ禍における豊中市の女性たちの実態	17
3	豊中市で実施された経済的支援	27
4	財団で実施した非経済的支援	29
5	生活困窮の支援の現場から くらし支援課・くらし再建パーソナルサポートセンター 住居確保給付金 豊中市社会福祉協議会 (コロナ特例) 緊急小口資金/総合福祉資金	32
6	ヒアリング調査からの考察	45
7	今後の方向性と課題	48

参考文献

附属資料

(1) コロナ禍で女性に生じた社会的困難に関する先行研究

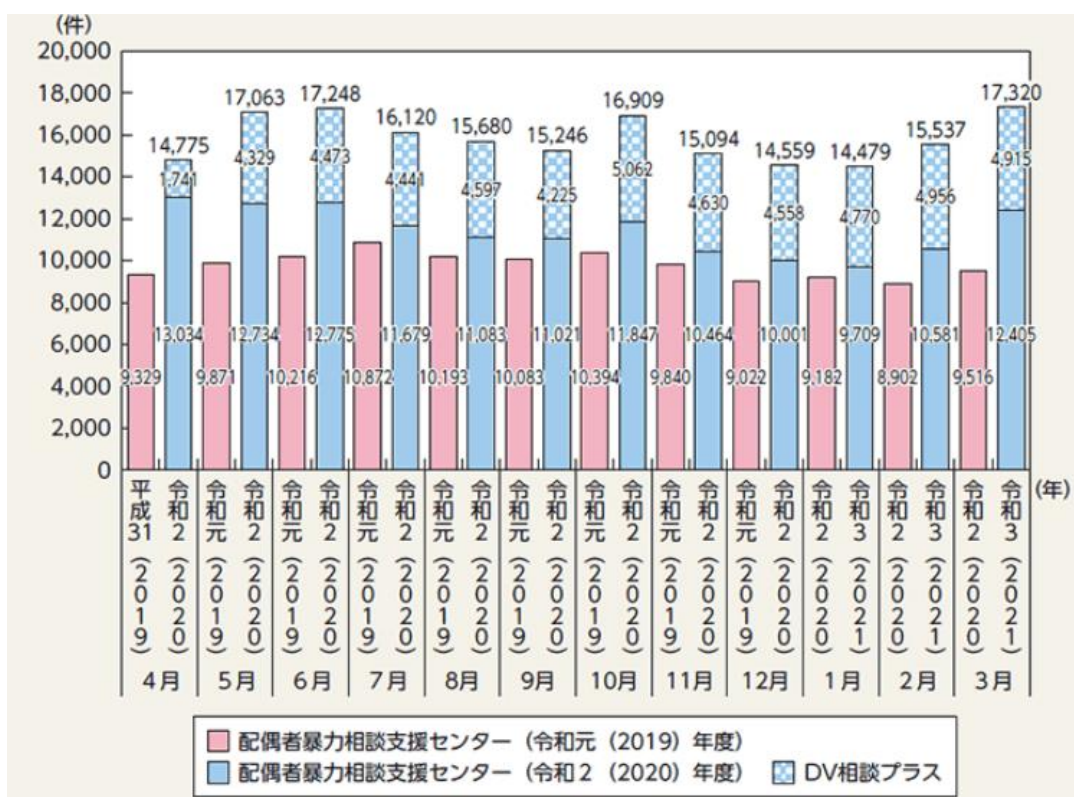
2020年から2021年に多くの公的機関やシンクタンクがコロナ禍における社会的・経済的な変化に関する調査結果や研究報告書を公表した。

その中でも全国的な女性への影響について、ジェンダー視点をもって網羅したものが、内閣府による「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」(内閣府2021)(以下、「内閣府2021年報告書」と略記する)である。

この報告書によると、コロナ禍における女性への影響と課題について、「女性に対する暴力」「経済」「健康」「家事・育児・介護」(無償ケア)に分けて整理されている。

まず、「女性に対する暴力」についてみると、2020年4月、内閣府はこれまでのDV相談に加えて、SNSやチャットシステムを使用した「DV相談プラス」を開設している。この「DV相談プラス」と、全国の配偶者暴力支援センターへの相談件数の合計は、コロナ禍前の2019年と比較し約1.6倍に増加した。また、精神的暴力や、特別定額給付金が世帯主に支給されたことによる相談が増加したと報告している〔内閣府,2021〕。

(図表1) DV(配偶者暴力)相談件数の推移

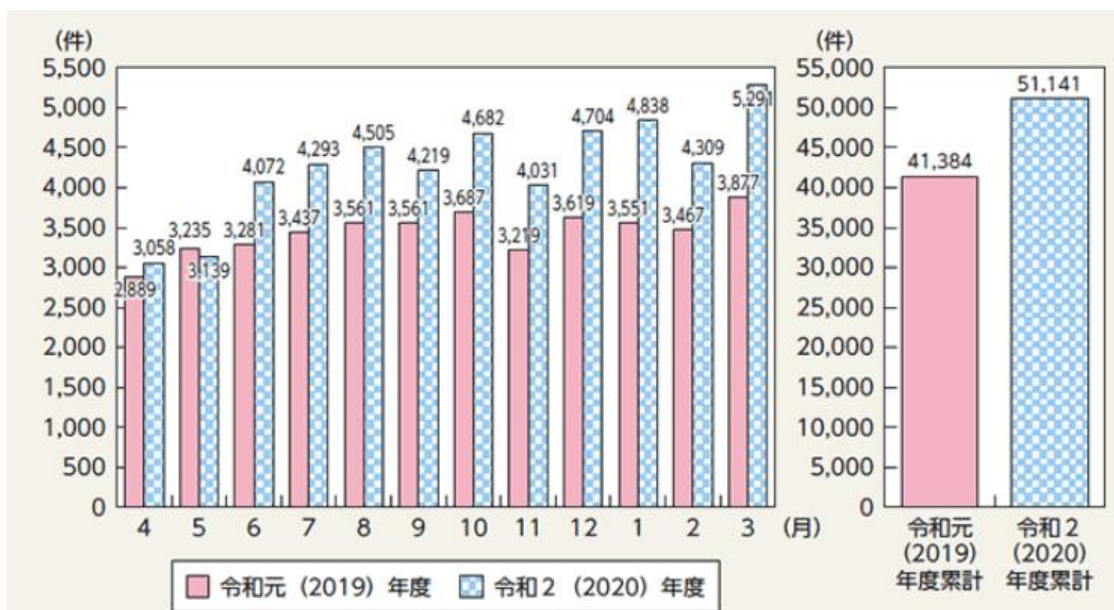


内閣府「男女共同参画白書」令和3年版より引用

また、性暴力被害についても、2020年4月～9月に性暴力・性被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数は前年同期の1.2倍に増加し、特にSNSを通じて知り合った関係からの被害が増えたと報告されている。

2020年10月には、SNSによる性暴力相談窓口「Cure Time」が試行実施された。

(図表2) 性暴力・性被害者のためのワンストップ支援センターの全国相談件数の推移

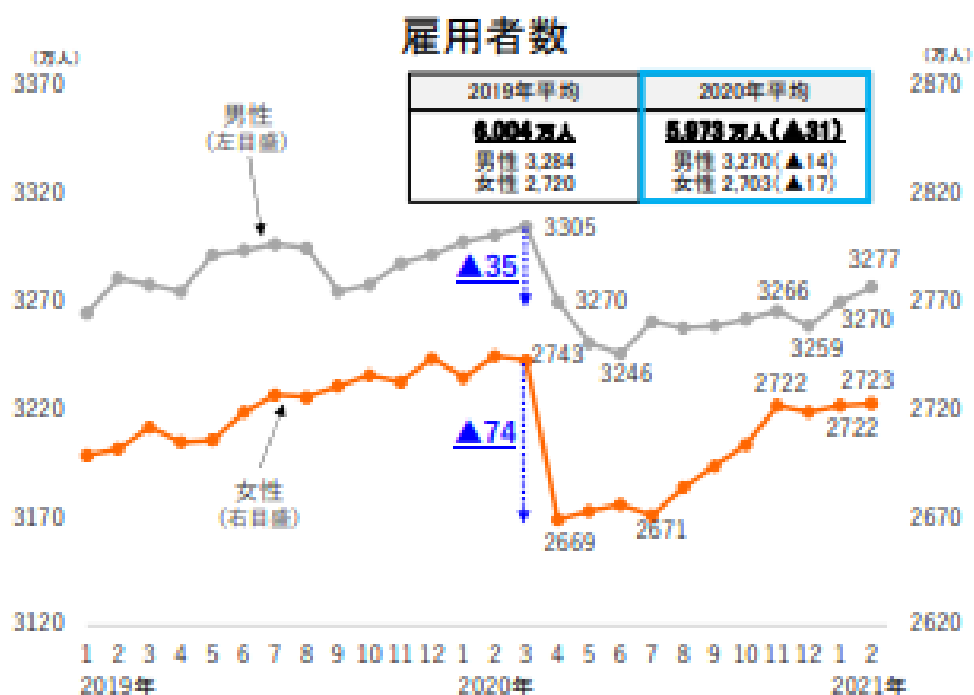


内閣府「男女共同参画白書」令和3年版より引用

次に、「経済」についてみていく。

「内閣府2021年報告書」によると、新型コロナウイルス感染症が本格的に拡大した2020年以降、女性の失業者数は増加している。全国に休校などの措置が発表されたのは2020年2月27日、緊急事態宣言は同年4月7日である。2020年4月の雇用者数は男性で35万人、女性で74万人が減少した。これは、男性よりも女性のほうが失業や休業の影響を受けた状況を表し、コロナ禍での「女性不況」という言葉にも現れている。

(図表3) 雇用者数の推移



(総務省「労働力調査」より作成。季節調整値。)

内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」より引用

同時期に、野村総研が公表した、女性就業者を対象とした「コロナ禍で急増する女性の「実質的失業」と「支援からの孤立」」では、時間給で働く雇用労働者のうち、コロナ禍前と比較して、働ける時間数(いわゆるシフト)が5割以上減少した者を「実質的失業者」と定義し、その数は90万人にのぼると推計している[野村総研,2020]。

この要因として、コロナ禍以前より女性就業者には非正規雇用の割合が高く(女性54.4%、男性37.1%) [総務省労働力調査,2020]、企業のリストラや雇用調整の対象となりやすかったのではないかと考えられる。また、子どものいる場合に、学校の臨時休校や保育園の閉鎖などによって、正規雇用の男性ではなく、非正規雇用の女性が、専ら、家事や育児を引き受けることになり、なかには、自ら仕事を辞めざるを得なくなったケースもあったと考えられる。

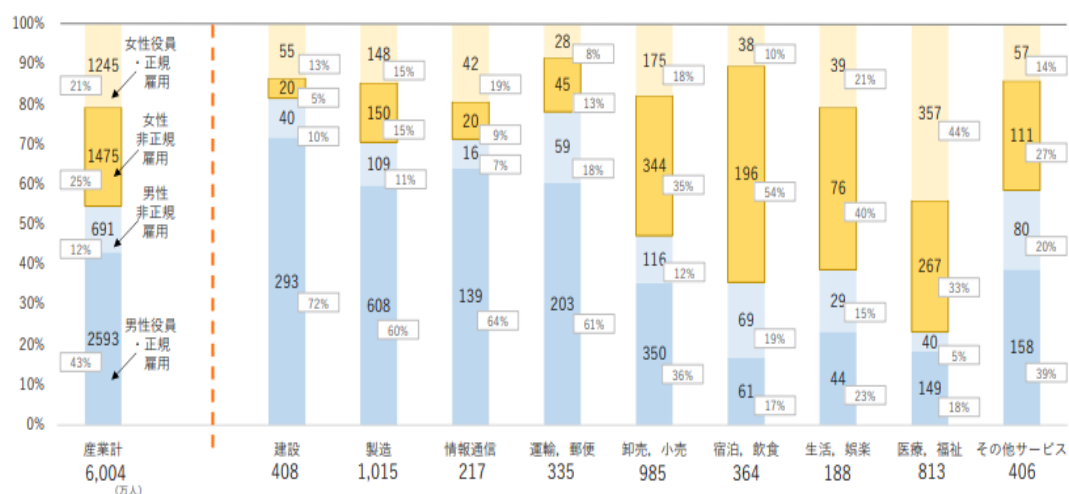
コロナ禍において、女性の就労継続を困難にするような事態が重なって、女性が働き続けにくい状況が生じたことが示唆される。

「内閣府2021年報告書」は、特に非正規雇用で働く女性についても指摘している。

コロナ禍に特に影響を受けたのは行動制限やステイホームといったロックダウン的措置

で休業した「宿泊・飲食業」「生活・娯楽業」「卸売・小売業」などである。これらの3事業では雇用者数のうち、女性非正規雇用が「宿泊・飲食業」54%、「生活・娯楽業」40%「卸売・小売業」34%と、他の産業に比べて高かった。女性たちが直面した雇用調整や失業による収入減少は、「宿泊・飲食業」「生活・娯楽業」「卸売・小売業」といった業種で影響が大きかったと考えられる。

(図表4) 産業別雇用者の男女別・雇用形態別の割合 (2019年)

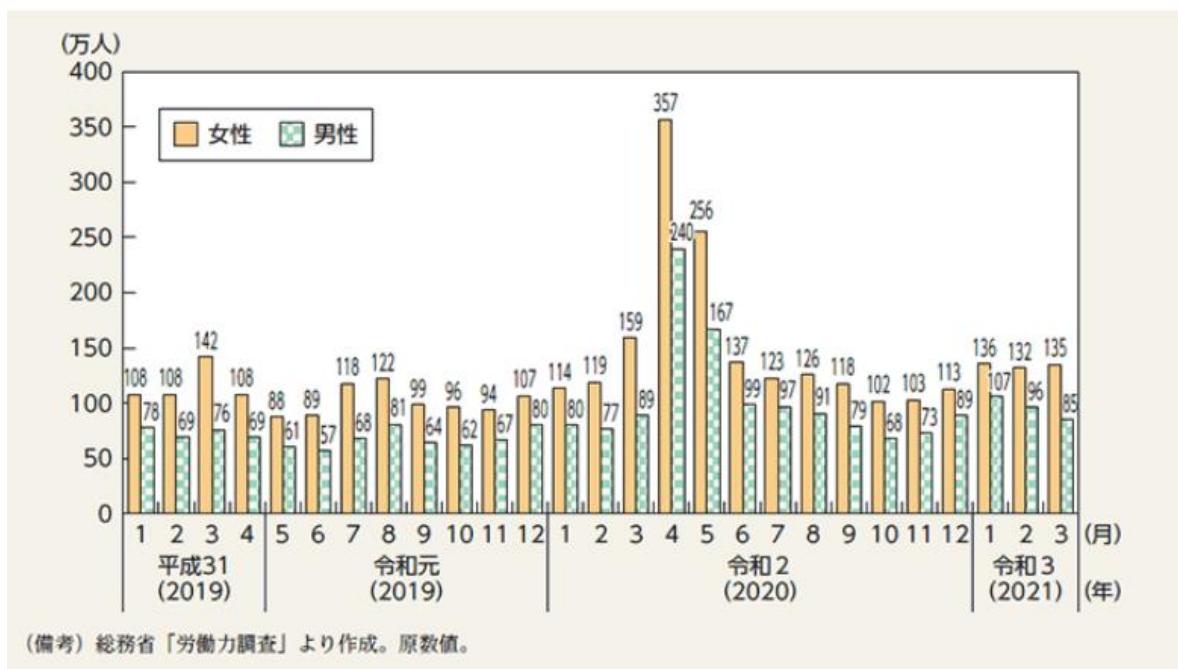


内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」より引用

(総務省「労働力調査」より作成。季節調整値)

コロナ禍による行動制限やロックダウン的措置は休業や営業時間の短縮による休職に影響した。2020年4月は前年同月と比較し、働く女性たちの休業者は357万人(13.0%)と突出して高く、男性よりも多くなっている。

(図表5) 休業者数の推移



内閣府「令和2年男女共同参画白書」より引用 (総務省「労働力調査」より内閣府が作成)

女性の就労者が就業時間の短縮や休業や失業によって収入が減少する場合、とりわけ、女性が主たる生計維持者である世帯に深刻な影響をもたらしたものと推察される。女性が主たる生計維持者である一例はシングルマザー世帯である。

国内のひとり親世帯は134.4万世帯あり、そのうち約9割の119.5万世帯が母子世帯である(出典:厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」)。

前出の「内閣府2021年報告書」では、総務省労働力調査の個票分析を行い、コロナ禍のシングルマザーと子供のいる有配偶者女性の就労状況について比較している。結果、就業率には大きく差がみられないものの、2020年7~9月の失業率はシングルマザーのほうが3ポイント高くなったことを報告している。

独立行政法人労働政策研究・研修機構は、2020年、ひとり親家庭の状況を緊急に把握し、必要な施策を検討するため、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課からの要請を受けて緊急調査を実施している。そこでは「暮らし向きが苦しい」「必要な食料が買えない」ひとり親世帯は、他の世帯より多くなっている。

コロナ禍においては、ひとり親の9割を占めるシングルマザーの女性たちに、暮らし向きが苦しくなったことがわかる。

(図表6) 年末に向けての暮らし向き (令和2(2020)年)

		上段n数, 下段%						
		大変苦しい	やや苦しい	ふつう	ややゆとりがある	大変ゆとりがある	苦しい計	計
ひとり親		137	167	176	18	2	304	500
		27.4%	33.4%	35.2%	3.6%	0.4%	60.8%	100.0%
ひとり親以外		106	132	243	14	5	238	500
		21.2%	26.4%	48.6%	2.8%	1.0%	47.6%	100.0%
うち既婚・子あり		43	54	112	5	—	97	214
		20.1%	25.2%	52.3%	2.3%	—	45.3%	100.0%

内閣府「男女共同参画白書」令和3年版より引用

(図表7) 直近1ヶ月間に(世帯が)必要とする食料が買えないことの有無

		上段n数, 下段%					
		よくあった	ときどきあった	まれにあった	まったくなかった	あった計	計
ひとり親		38	61	79	322	178	500
		7.6%	12.2%	15.8%	64.4%	35.6%	100.0%
ひとり親以外		30	45	57	368	132	500
		6.0%	9.0%	11.4%	73.6%	26.4%	100.0%
うち既婚・子あり		12	23	24	155	59	214
		5.6%	10.7%	11.2%	72.4%	27.6%	100.0%

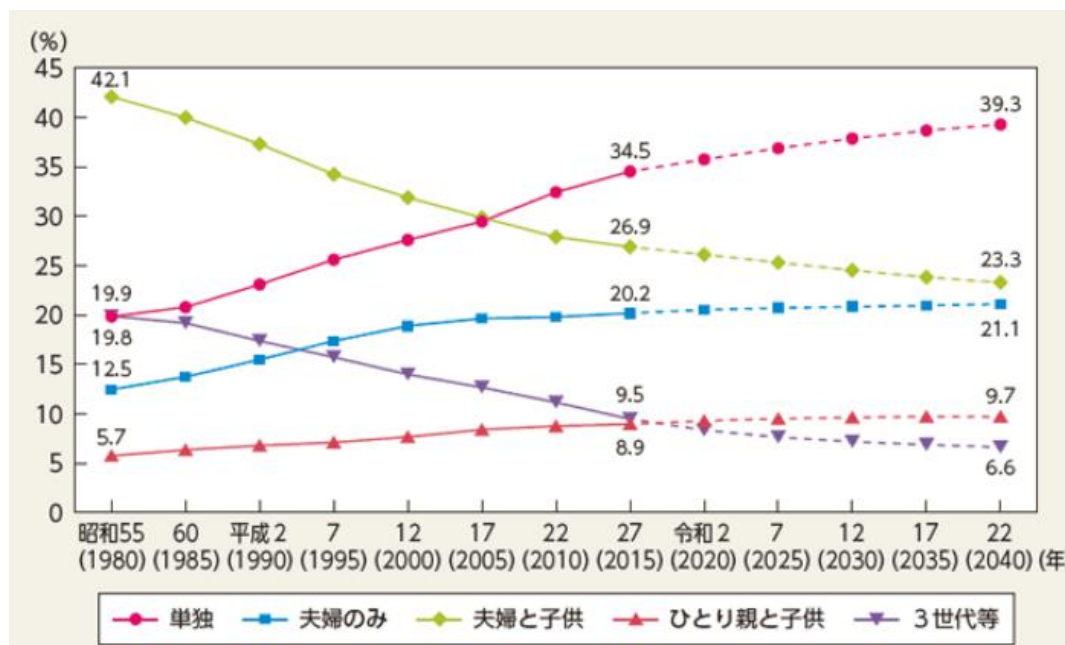
内閣府「男女共同参画白書」令和3年版より引用

同年、大阪府が実施した『『新型コロナウイルス禍が女性に及ぼす影響について』緊急アンケート結果』(以下では、「大阪府2020年調査」と略す)によると、「女性本人と子(末子が小学生以下)」世帯では、「収入が減った」が36.4%、「女性本人と子(末子が中学生以上)」世帯では、「収入が減った」(23.5%)「収入がなくなった」(2.9%)の合計は26.4%と義務教育年限以下の子を養育しているシングルマザー世帯で3~4世帯に1世帯が「減収または収入がなくなった」ことがわかる。一方で、配偶者や父親のいる世帯の女性では、男性である配偶者や父親の収入が「変わらなかった」世帯は72%であり、働き手が女性ひとりである世帯ほど、コロナ禍で減収などの影響が大きかったことがわかる [神原,2022]。

厚生労働省が実施した『令和3年度全国ひとり親世帯等調査』によると、2021年11月の時点で、母子世帯の母親の就労率は86.3%、その内、正規職48.8%、非正規職42.4%であり、5年前よりも、就労率も、正規職の比率も増加してはいるが、半数近くが非正規職である状況は変わらない。そして、母親たちの年間就労収入の平均は236万円である。

女性が主たる生計者である世帯は、近年増加している単身世帯の女性にもあてはまる。

(図表 8) 世帯の家族類型別構成割合の変化



内閣府「男女共同参画白書」令和4年版より引用

コロナ禍以前より女性就業者には非正規雇用者の割合が高く（女性 54.4%、男性 37.1%）〔総務省労働力調査,2020〕、女性が主たる生計者となる単身女性世帯はシングルマザー世帯同様にコロナ禍で経済的影響を受けた可能性がある。労働力調査の分析から「単身女性（25～54 歳）の失業率は、令和2（2020）年7～9月期に急速に上昇した。有配偶女性は非労働力化するという形で調整が行われたが、単身女性の場合は子どもの有無にかかわらず、そのような選択肢もないことから、結果として失業率が上昇したという可能性が考えられる」と報告されている。

ここまでの考察からは、コロナ禍での影響は、主たる生計者が女性の場合について、取り上げてきた。それでは、正規雇用男性を配偶者とする有配偶者女性に、コロナ禍の影響はなかったのだろうか。

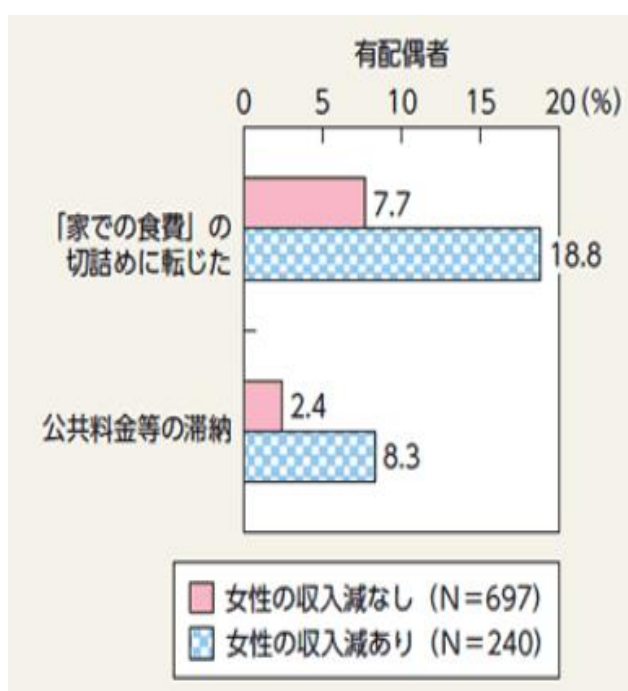
有配偶者女性の就労状況は近年大きく変化している。「共働き世帯数」が「妻が家事専業をする世帯数」を逆転したのは1992年であり、以降も増加している。

有配偶者女性の就労率が高まり、女性の収入は家計にも変化をもたらしている。女性の収入が世帯収入に占める割合は、妻が正規雇用の場合は4割、非正規雇用労働者の場合でも2割を占め、恒常的な所得として家計を支えるようになった〔労働政策研究・研修機構

(JILPT) ,2021]。

では、女性の収入が一定割合を構成している有配偶者世帯で、コロナ禍による影響はなかったのでしょうか。労働政策研究・研修機構（JILPT）の調査によると、女性の収入減があった世帯では、女性の収入源がなかった世帯よりも「食費を切り詰めた」「公共料金等の滞納」の比率が高くなっている（図表 7）。有配偶者世帯で女性の収入減によって、「食費を切り詰めた」比率が、18.8%と決して低くない数値であったことがわかる。

（図表 9） 女性の収入減少の有無別・家計のひっ迫度（令和 2（2020）年度 8 月調査）
有配偶者世帯



「男女共同参画白書」（令和 3 年版）より引用 独立行政法人労働政策研究・研修機構より

次に、コロナ禍におけるエッセンシャルワーカーへの影響についても指摘されている。エッセンシャルワーカーのうち女性の割合が高い職種として、看護師（92%）、訪問介護員（78.6%）、施設介護職員（70.1%）が挙げられているが、この他に保育士などケアを担う職種なども無視できない。内閣府調査によると、コロナ下でストレスを感じやすい（感染リスクを感じやすい、休業しにくい等）職業としては、男女ともに「医療、介護、保育従事者」であった。男性では「保安」「運輸、通信」が高く、女性は「その他専門技術系」「営業、販売系」「サービス系」が高いことが明らかにされている。

(図 10) 職種×「コロナ下でストレスを感じやすい仕事を行う人」

【女性】		3～5点	それ以下	【男性】		3～5点	それ以下
女性全体	(n=1,885)	20.9	79.1	男性全体	(n=3,013)	18.0	82.1
看護師	(n=82)	42.7	57.3	看護師	(n=19)	36.8	63.2
医師	(n=1)	0.0	100.0	医師	(n=22)	59.1	40.9
介護士・ヘルパー等	(n=83)	47.0	53.0	介護士・ヘルパー等	(n=68)	41.2	58.8
保健師	(n=3)	33.3	66.7	保健師	(n=4)	25.0	75.0
保育士	(n=37)	40.5	59.5	保育士	(n=3)	66.7	33.3
上記以外の専門・技術系の職業	(n=129)	31.0	69.0	上記以外の専門・技術系の職業	(n=423)	19.6	80.4
管理的職業	(n=12)	16.7	83.3	管理的職業	(n=421)	14.7	85.3
事務系の職業	(n=586)	11.4	88.6	事務系の職業	(n=453)	13.5	86.5
営業・販売系の職業	(n=211)	28.4	71.6	営業・販売系の職業	(n=399)	21.1	79.0
サービス系の職業	(n=208)	27.9	72.1	サービス系の職業	(n=147)	21.1	78.9
生産技能・作業	(n=118)	18.6	81.4	生産技能・作業	(n=388)	17.0	83.0
保安の職業	(n=3)	66.7	33.3	保安の職業	(n=56)	30.4	69.6
農林漁業職	(n=16)	0.0	100.0	農林漁業職	(n=22)	0.0	100.0
運輸・通信	(n=26)	26.9	73.1	運輸・通信	(n=144)	31.3	68.8
その他	(n=370)	12.4	87.6	その他	(n=444)	9.2	90.8

内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」より引用

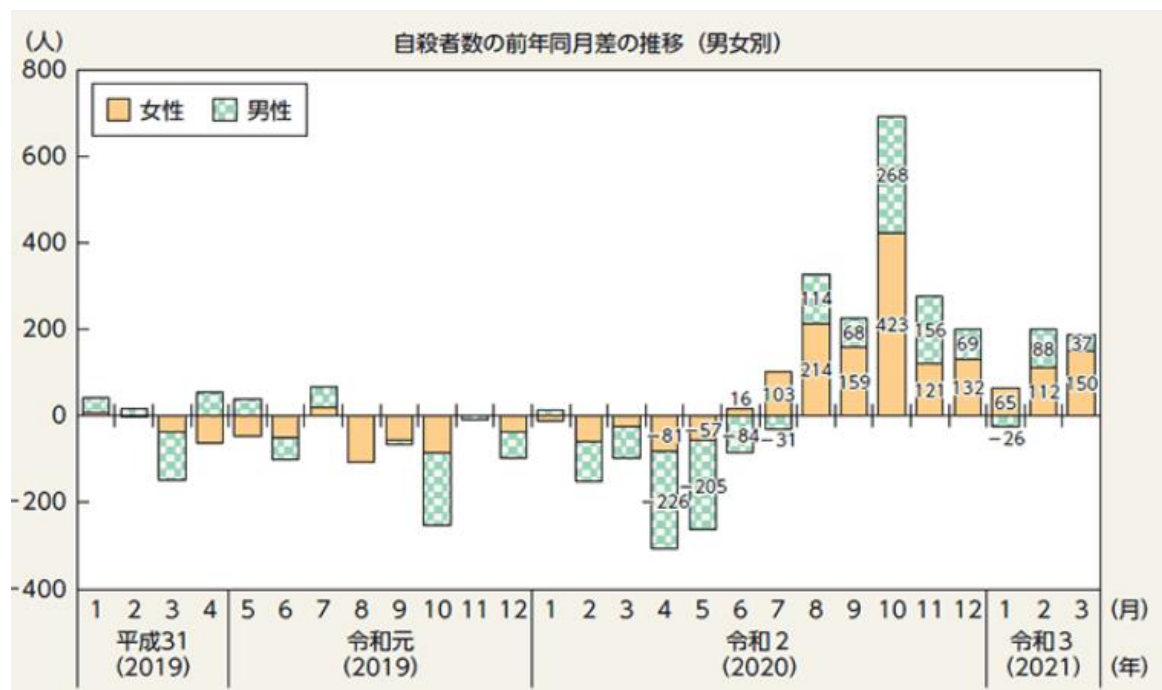
(総務省「労働力調査」より作成。季節調整値)

コロナ禍では新しい働き方としてテレワークが普及した。通勤せずに就業できるテレワークが推奨され、雇用者にも肯定的に受け入れた。テレワークが実施された就業者は 2020 年 5 月で全国 27.7% (東京 23 区に限ると 48.4%) だった。しかし、2020 年 12 月には、テレワークが実施された就業者のうち、テレワークの「頻度が減少した (25.4%)」「中止した (29.3%)」と、合わせて半数以上がテレワークを減らしている。テレワーク経験者のアンケートからは女性就業者に家事の増加や自分の時間の減少などのマイナス事由を挙げる割合が高かった。

休校・テレワークで家庭内に家族が全員いる状況は、固定的性別役割分担意識から、食事の世話や、育児、感染防止ケアなど、より女性に過重な負担がかかったと考えられる [内閣府,2021]。

「健康」に関しては、コロナ禍の 2020 年は女性の自殺者数が増加したことも注目された。従来から自殺者数は男性が女性の 2 倍以上と多かった。しかし 2020 年は男性の自殺者数は前年から 23 人減少した 14,055 人で大きな変化はみられないが、女性は 7,026 人と 935 人増加した。これは例年と全く異なる変化だった。

(図表 11) 自殺者数の前年同月差の推移 (男女別)



(図表 12) 自殺者数比較

	平成31・令和元年 (2019年) 合計	令和2年 (2020年) 合計	前年差
総数	20,169	21,081	912
男性	14,078	14,055	▲23
女性	6,091	7,026	935

内閣府「男女共同参画白書」令和3年版より引用

2020年統計からは、特に無職者、女子高校生、また同居人のいる自殺者の増加が指摘されており、女性の自殺には他者またはごく親しい者の存在が考えられるのではないだろうか。自殺未遂や自殺念慮の調査でも男性よりも女性の方が家族問題をあげる割合が高い[内閣府,2021]。

「家事・育児・介護」について、見てみよう。

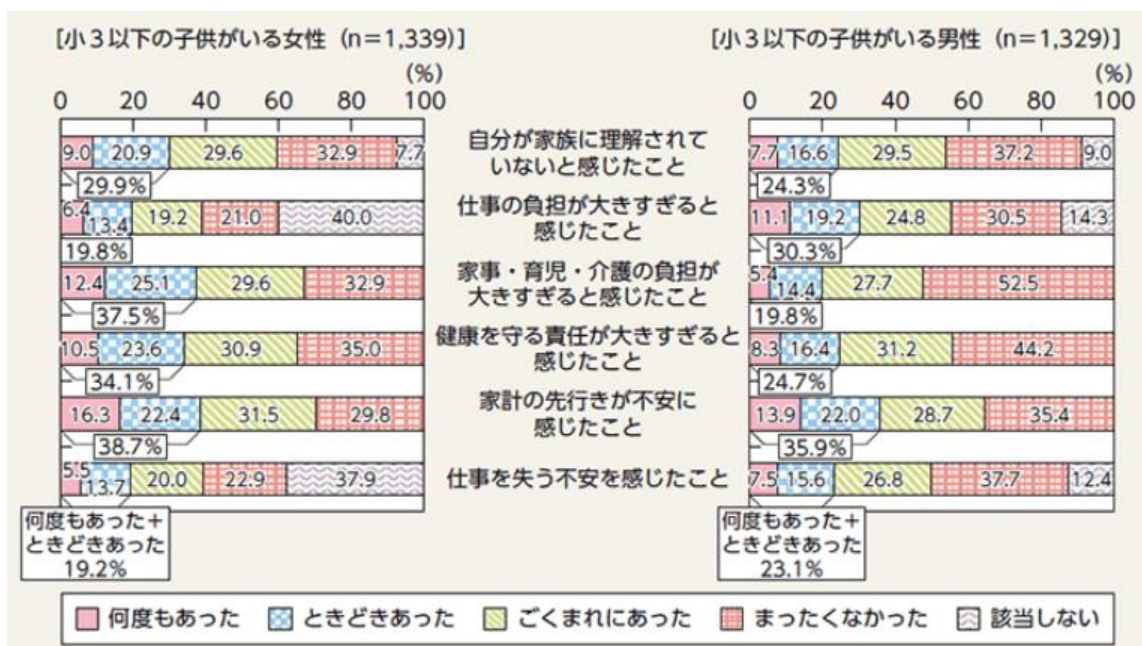
2020年2月、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に対して一斉臨時休校が要請され3月から休校したことによって、就学中の児童は家庭内で過ごすようになった。

末子が小学生等である有配偶女性と、子どものいない有配偶女性と、就労について比較すると、就業率、休業率、非労働力化において、いずれも末子が小学生等である有配偶女性の方に、大きなマイナスの影響が出ている。また、未就学児の子どもがいる有配偶者女性と、小学生の子どもがいる有配偶女性の仕事への影響は、小学生の子どもがいる有配偶女性により大きな影響があった。

高齢者福祉施設では、コロナ下で、感染経路の遮断という観点から、面会禁止措置が一定期間継続されたところがあり、やむを得ず自宅に引き取り家族で面倒を見るという事例もあった。介護の負担についても女性への偏りに留意が必要だろう。

第1回緊急事態宣言中（2020年4～5月）の心理状況について、小学校3年生以下の子どもがいる有配偶の男女で比較すると、「家事・育児・介護の負担が大きすぎると感じたこと」が「何度もあった」又は「ときどきあった」など、家事・育児・介護の負担感を感じた割合は、男性（19.8%）より女性（37.5%）が高い。

（図表13） 第1回緊急事態宣言中（令和2（2020）年4～5月）の心理状況



内閣府「男女共同参画白書」令和3年版より引用

家庭内に子ども、特に休校による影響を大きく受けた小学校低学年以下の子どもがいる家庭や、要介護者がいる場合、「家事・育児・介護」の無償ケアを女性がより多く担っていることが指摘されている。コロナ禍では、従来の固定的性別役割分担意識によって増加した無償ケアを女性が引受けることで、女性の家事負担が増加した。

(2) コロナ禍における豊中市の女性たちの実態

豊中市は、大阪府に位置する人口約 40 万人の中核市である。大阪都市圏内の近郊都市のなかでも住宅市街地の形成が進み、文教都市の名声が高い。高度経済成長期の人口増加から「千里ニュータウン」など計画的な都市開発がされ、ベッドタウンとして発展した。高齢化率は 26.3% で全国 28.6% より低い、南部地域では 33.5% と全国を上回る地域もある。(国勢調査,2020)

大阪国際空港や鉄道、高速道路など交通アクセスの利便性が高いことなどから、大阪府内で 4 番目に多い約 13,000 の事業所数があるが、そのほとんどは中小企業で製造業が多い。北部は商業地域が発展しており、大学や研究施設が立地していることから、一定の雇用を提供している。

豊中市の DV 相談件数は、コロナ禍の 2020 年に大きく増加している。

本市では 2017 年 10 月に配偶者暴力相談支援センター（以降 DVC）を市町村としては他市に先駆けて開設した。当初の半年は 246 件、開設翌年は 533 件と 2019 年までは一定の推移であったが、コロナ禍となった 2020 年から 835 件（2020 年）852 件（2021 年）と急増している。

(図表 14) DV 相談件数

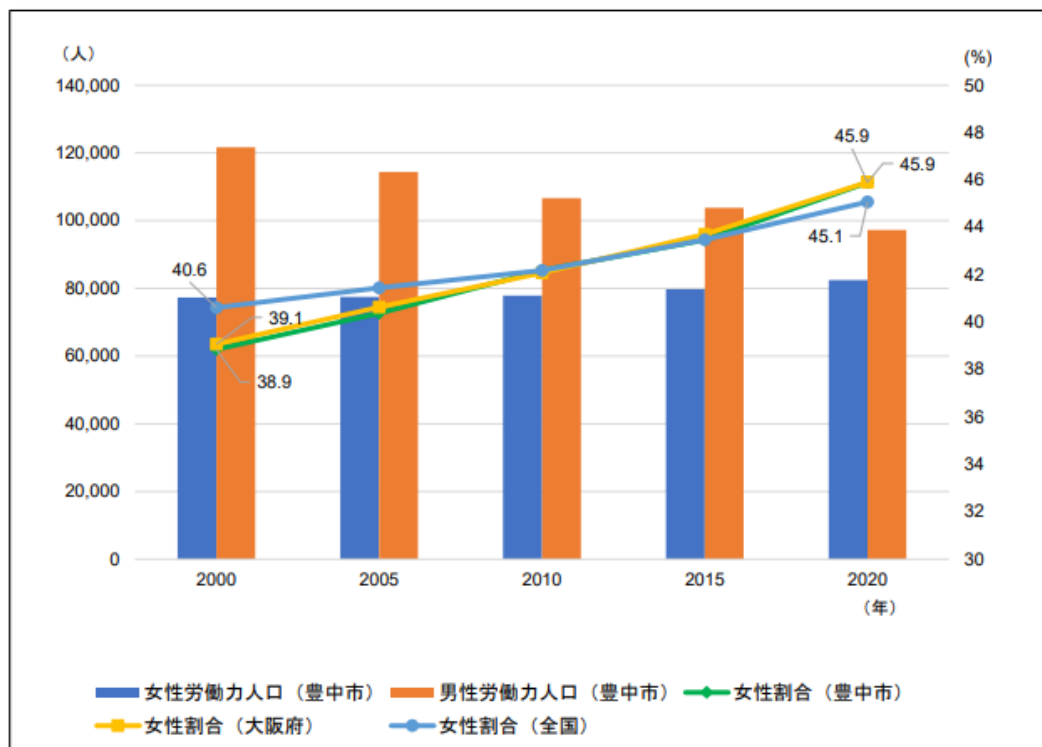
	配偶者暴力相談支援センター(DVC)	すてっぷ相談室	合計
2019	567	259	826
2020	835	169	1004
2021	852	164	1016

豊中市第 2 次男女共同参画計画改定版・第 2 次豊中市 DV 対策基本計画年次報告書（2023）より抜粋

「内閣府 2021 報告書」には、性被害の増加について記述があるが、性被害は被害を届け出ることが非常に困難な状況がある。本市単独のデータを取り上げるのは非常に困難で、地域単位では被害の内容、相談件数等が明らかにされていないことが多い。

労働力人口は、緩やかに減少しているが、うち女性割合は上昇している。労働力人口に占める女性の割合は45.9%（2020年）で上昇幅は全国の上昇幅より高い。

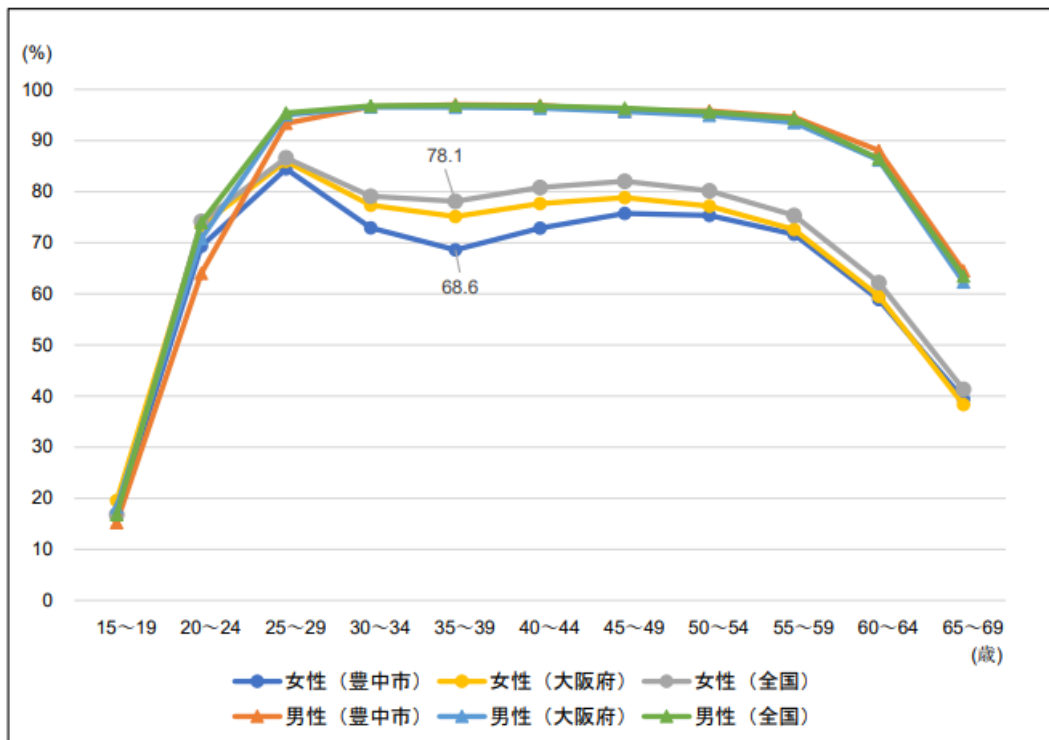
（図表 15） 労働力人口および労働力人口に占める女性割合の推移



総務統計局「国勢調査」データより、一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団作成
「豊中市男女共同参画統計データブックより引用

女性の労働力を年齢階級別に統計したいわゆる M 字カーブは、近年の女性の就労者の増加で M 字の谷底があがってきたところである。ただ、全国や大阪府と比較すると豊中市は M 字の底は深くなっている。すなわち、女性の家事専業または就労していない割合は、全国や大阪府と比較して高い（国勢調査,2020）。

(図表 16) 年齢階級別労働力率 (2020 年/豊中市・大阪府・全国)



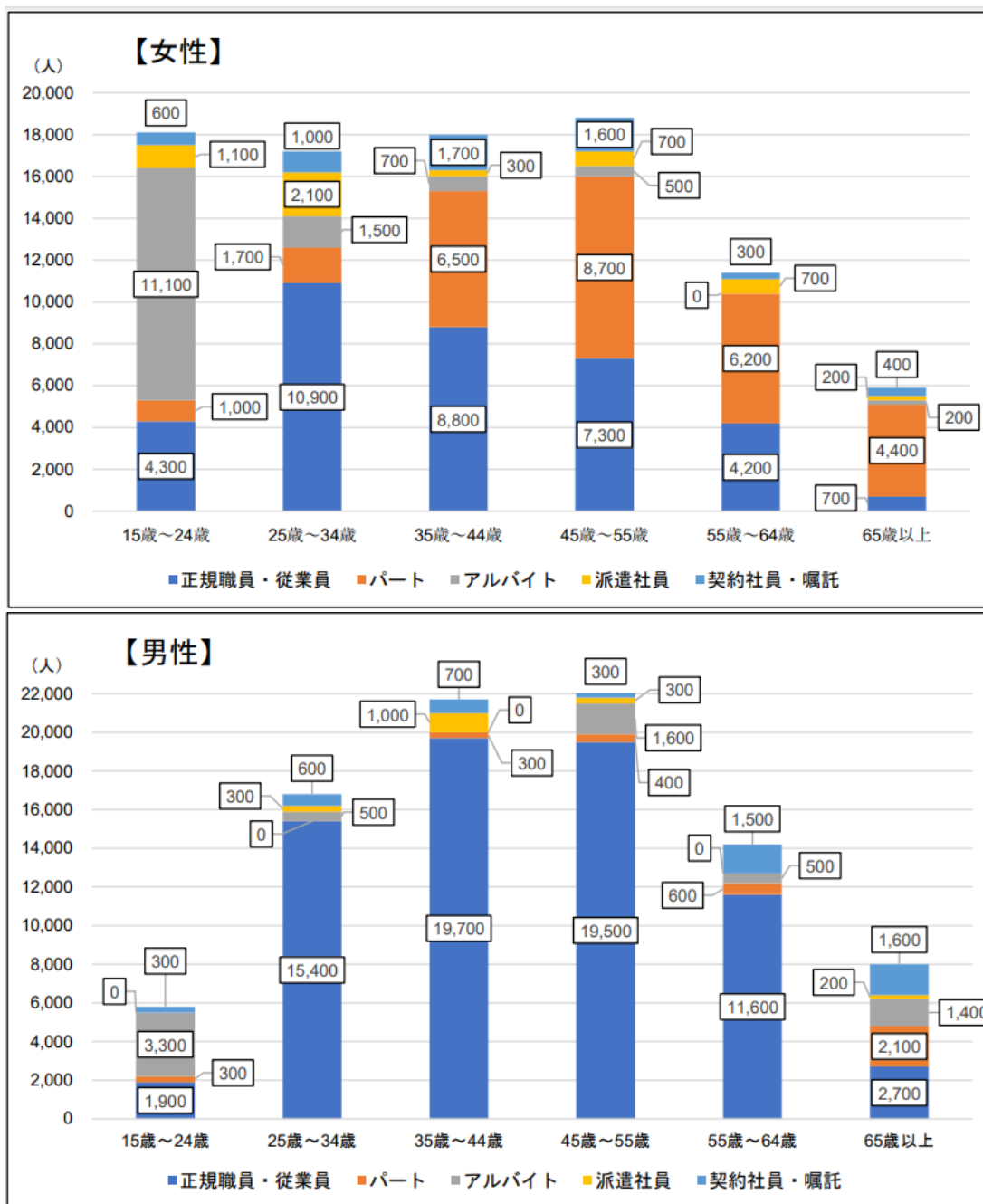
資料：総務省統計局「国勢調査」(注) 労働力状態「不詳」を除く

総務省統計局「国勢調査」(注) 労働力状態「不詳」を除く

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団作成 「豊中市男女共同参画統計データブック」より引用

男女の雇用従業員構成では、男性は 65 歳以上まで正規雇用が多数を占めるが、女性は 35 歳以上になると非正規雇用が正規雇用を上回り、半数を超える。

(図表 17) 男女別、年齢別雇用形態別従業員構成 (2017 年/豊中市)

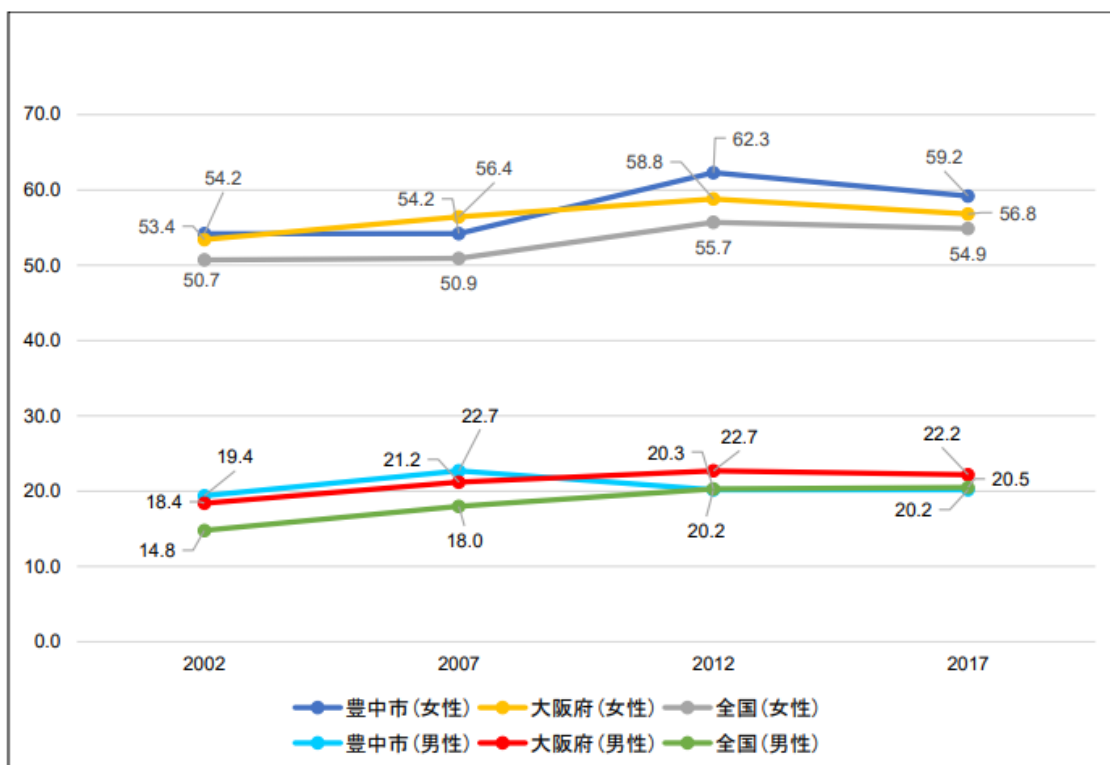


総務省統計局「就労構造基本調査」(「契約社員・嘱託」は合算して算出)より

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団作成 「豊中市男女共同参画統計データブック」より引用

豊中市の女性の6割近くが非正規雇用であり、大阪府・全国よりも非正規雇用の割合が高い。豊中市の男性の非正規雇用率は2割前後で、2007年までは大阪府・全国より高かったが、2012年から大阪府が最も高く、全国と比較すると同程度となっている。

(図表 18) パート、アルバイト、派遣社員、契約社員（嘱託含む）、その他からなる非正規雇用割合の推移（豊中市・大阪府・全国）

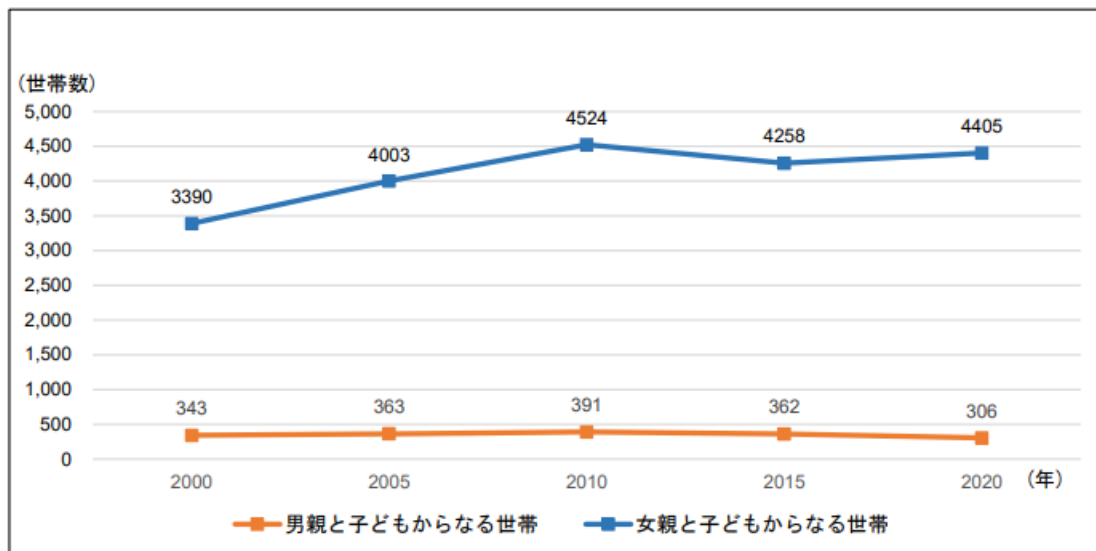


総務省統計局「就労構造基本調査」(注) 2007年以降の「契約社員・嘱託」は合算して算出、2002年、2007年の女性雇用者に占める非正規割合は元データより算出

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団作成 「豊中市男女共同参画統計データブック」より引用

ひとり親世帯の父子家庭世帯数に大きな変化は見られないが、母子家庭の世帯数は 2010 年に増加する。それ以降は横ばいである。

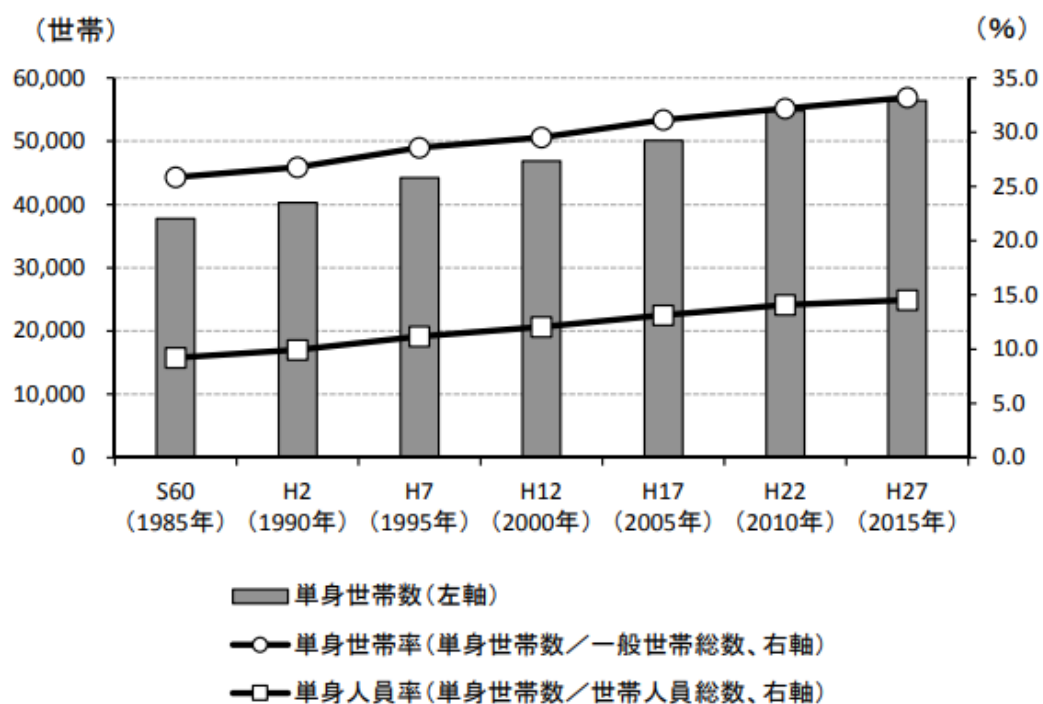
(図表 19) 18 歳未満の子どもがいる母子家庭、父子家庭の世帯数の推移 (豊中市)



豊中市「豊中市子育て・子育て支援行動計画 子どもすこやか育みプラン・とよなか 事業実施報告書」
 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団作成 「豊中市男女共同参画統計データブックよ」り引用

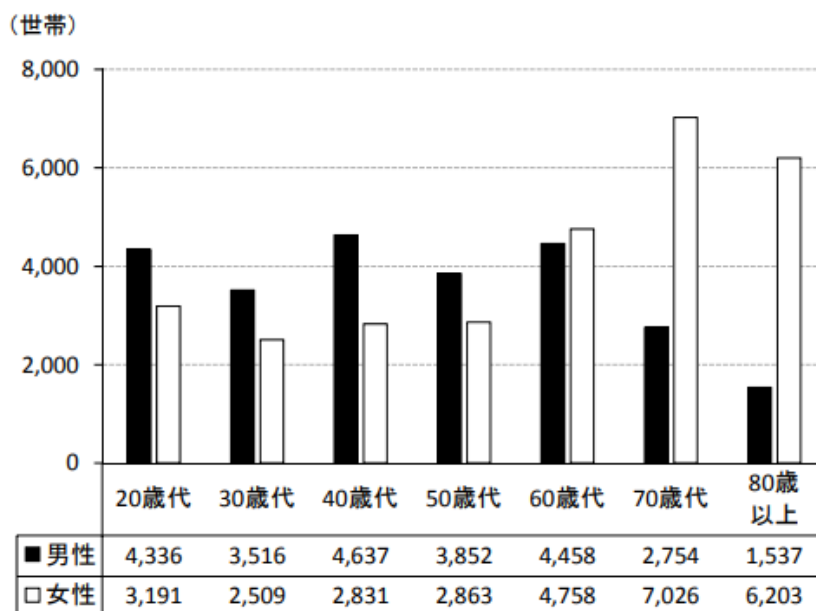
豊中市の単身世帯は増加傾向にあり、世帯数は 56,403 世帯である (2017 年)。一般世帯総数に占める割合 (単身世帯率) は 33.2% (全国 38%) で 3 世帯に 1 世帯が単身世帯である。世帯人員総数に占める割合 (単身人員率) は 14.5% であり、7 人に 1 人が単身である。

(図表 20) 豊中市の単身世帯数・率の推移 (1985~2015)



性別毎にみると、20歳代から50歳代にかけては男性の方が女性より単身世帯が多い。60歳以上になると女性の単身世帯が急増し、70歳以上になると男性を上回る。

(図表 21) 豊中市の性別・年齢別の単身世帯数 (2015 国勢調査)



(資料) 国勢調査

豊中市都市創造研究所「豊中市の単身世帯の生活に関する調査研究 I」より引用

自殺者数について、国の2020年の調査から女性、とくに女子高生や無職、女性の場合は同居者がいる人に顕著に増加したことが報告されている。豊中市の自殺者統計は、2020年に男女共に増加、2021年には減少となっている。国の統計同様、男性のほうが人数は多いが、女性の増加が顕著であることはうかがえる。しかし、年代別統計や属性を比較するには本市の分母は小さく、一概に数値だけの判断はできない。

(図表 22 豊中市の自殺者数の推移) 単位：人

	2019	2020	2021
男	32	39	25
女	18	25	16
総数	50	64	41

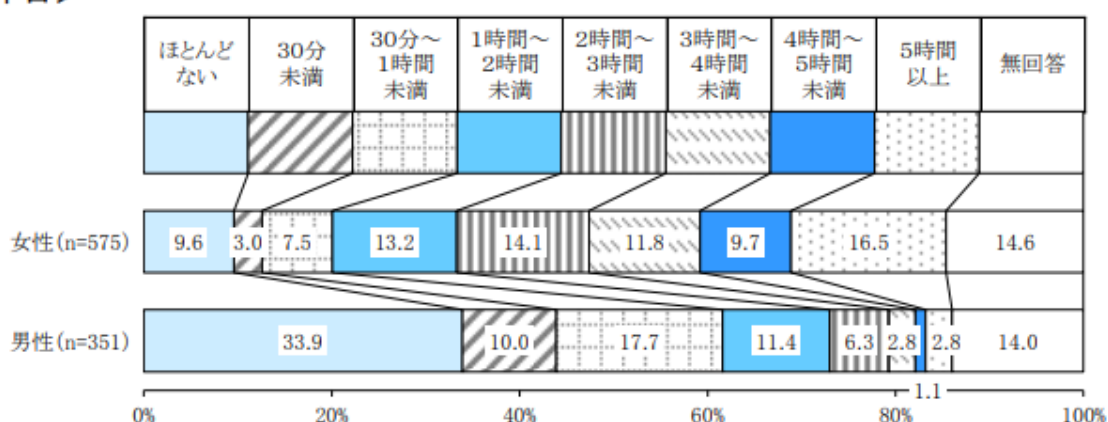
大阪府内の各市町村における自殺の状況より作成 (大阪府 HP)

豊中市は、男女共同参画推進及び次期計画策定のための基礎資料を得るために「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」を実施している（2020年10月）。アンケート結果では、家事・育児・介護などの時間について、平日・休日ともに女性のほうが長くなっている。男性の「ほとんどしない」は、平日・休日ともに30%を超えており、女性の約3倍となっている。

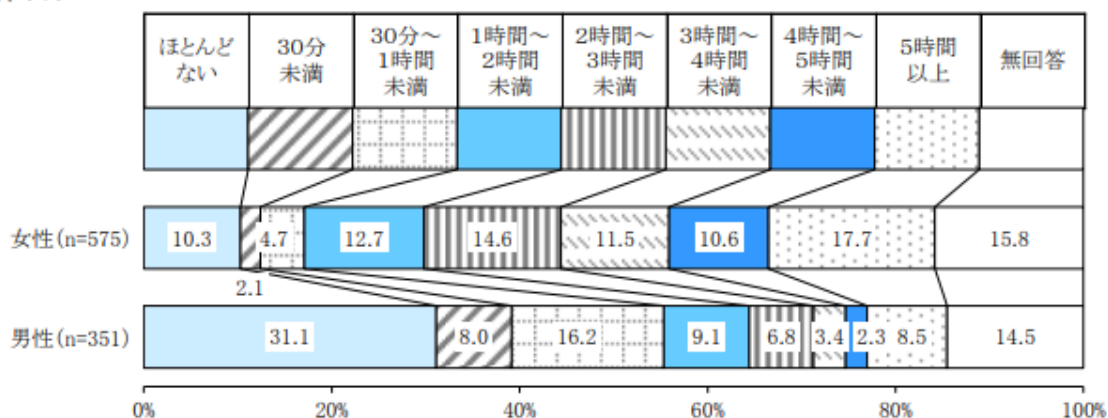
各要素は、平日・休日ともに大きな差がなく、女性の半数は毎日2時間以上の家事負担をしているが、男性で同様に2時間以上の家事を負担する割合は、休日でも2割程度である。

(図表 23) 家事・育児・介護に要する時間（一日のうちの平均時間）

<平日>



<休日>



豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」2021より引用

ここまでのまとめ (1) 国 (2) 豊中市の比較

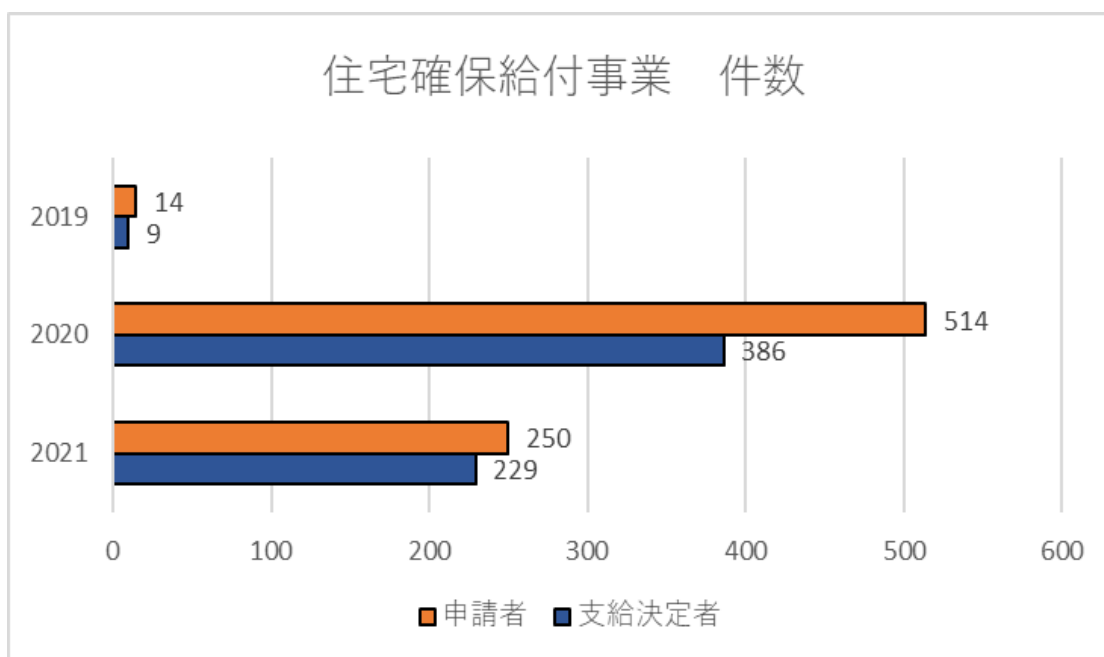
- ① DV 相談件数は全国傾向と同じく上昇した。
- ② 性犯罪被害については比較データが取得できなかった。
- ③ 労働力人口では女性の就業率は近年上昇（M 字カーブ底上げ）。
しかし、豊中市はコロナ禍前から直近も、全国・大阪府より M 字の底が深い。
- ④ 非正規雇用者の割合は全国より高く、女性の約 6 割が非正規雇用である。
男性の非正規雇用率も 2 割前後であり、全国よりは高い。（大阪府よりは低い）。
- ⑤ ひとり親世帯数は父子世帯数に大きな変化はない。
母子世帯数は横ばいで 4,045 世帯である（2020 年）
- ⑥ 単身世帯割合は全国（38%）よりは低いが、3 世帯に 1 世帯と増加（33.2%）。
男女別比較では、男性は 20 代から 50 代まで多く、女性は 60 代から多くなる。
- ⑦ コロナ禍では女性の減収が家計に影響し、食費の切り詰めなどがあった。
一方で女性の非労働力化傾向がある（国）。
豊中市における世帯収入の増減や非労働力化傾向は確認できなかった。
- ⑧ テレワークについては比較データが取得できなかった。
- ⑨ 自殺者数は女性に顕著に上昇しているが、年齢や背景は母数が少ないため不詳。
- ⑩ 家事育児介護等の負担感、または家事時間は、国・豊中市ともに女性が多い。

(3) 豊中市で実施された経済的支援

コロナ禍では事業者向けの補助金や雇用継続のための給付金など、さまざまな社会支援が実施された。まず、経済的な支援策について取り上げる。

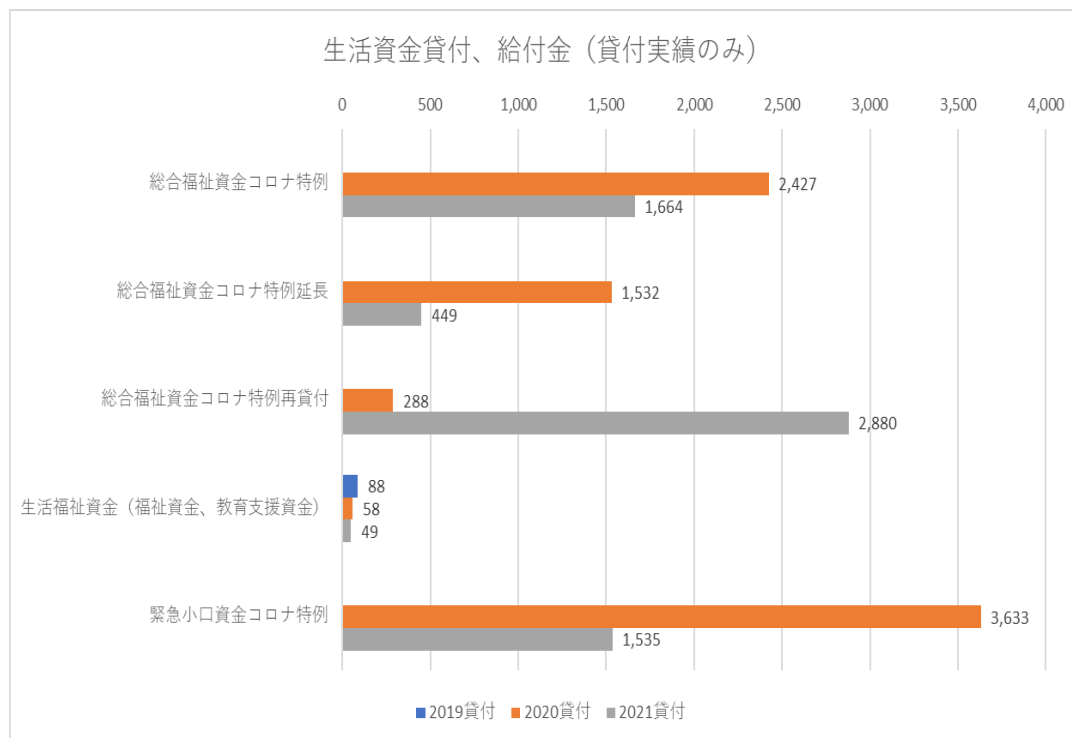
コロナ禍では全国民に一律給付された「特別定額給付金」や、非課税世帯など低所得世帯に限定した「臨時特別給付金」、高校生以下の子どもがいる世帯を対象（一部所得制限あり）とした「子育て世帯への臨時特別給付金」などの国による給付金事業が実施されている。さらに、多くの生活困窮を抱えた人々に利用された制度が「住居確保給付金」と「緊急小口資金」「総合支援資金」であった。最後のセーフティネットである生活保護の前に利用できる制度として、本市でもコロナ禍の始まった2020年から利用者数が爆発的に増加していることがわかった。

(図表 24) 住居確保給付事業 件数



市政年鑑 市民協働部くらし支援課実績より、一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団作成

(図表 25) コロナ特例 緊急小口資金・生活福祉資金実績比較



豊中市社会福祉協議会事業報告より、一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団作成

本市では、厚生労働省の包括的支援体制（重層的支援体制）の整備事業として国の施策にさきがけて、「包括支援プロジェクト・チーム」（以下、包括支援チーム）を2020年8月に設置した。包括支援チームは、コロナの影響により生活に困難を抱える市民及び世帯に対する支援策の総合調整と、コロナ生活相談窓口の設置・運営に取り組んだ。複合的な社会課題に対応するため部局を越えてワンストップで行えるよう取り組んだ。

包括支援チームの報告書からは、特にコロナ禍初期の設置当初（2020年8月）は、どのような制度があるのかわからず相談窓口につながった方が多く、コロナ禍の経過とともに、長期化による離職や解雇、貯金の拭底、税・公共料金・家賃滞納の相談など、就労と生活困窮に関する複合的課題を有する相談が増えていったことがわかった。

また、新型コロナウイルスの影響により技能実習生等、外国人の生活も困難な状況に陥っていることが、市社会福祉協議会やとよなか国際交流センターに寄せられる相談から判明した。しかし、言語や各国の文化の違いにより行政の支援に結び付いてないケースがあるとして、3者が協働し「外国人向けコロナなんでも相談会」を実施している。

このような取り組みからは、本市においてワンストップで解決すべき課題として、コロナ禍の「生活困窮」が喫緊の課題として認識されていったことがうかがえる。

なお、「福祉部包括支援プロジェクト・チーム」は2021年度末をもって終了し、調整機能

は「多機関連携」と「既存の地域ネットワーク」へ、相談窓口は「くらし支援課」へと移している。〔豊中市,2021〕

(4) 財団で実施された非経済的支援から

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団（以下、「財団」と表記）は、「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（以下、「すてっぷ」と表記）」の指定管理者である。

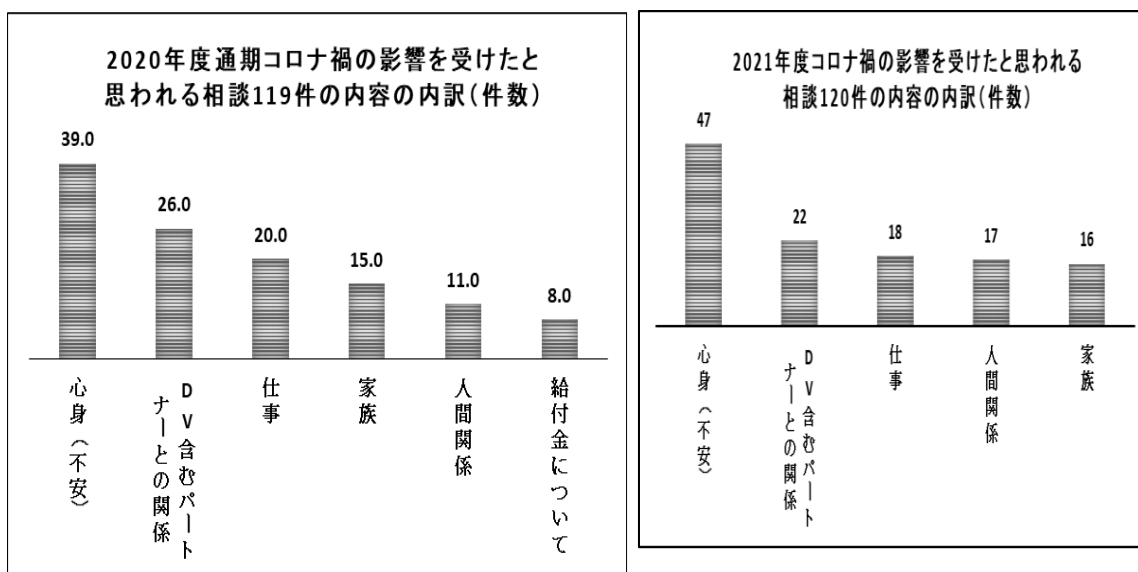
指定管理事業で実施している「すてっぷ相談室」は、コロナ禍での臨時休館中も性別による人権侵害や生きづらさによりそう窓口として電話相談のみは対応した。結果、相談件数全体は前年より減少したが、電話相談は1,213件（2020年）と1,099件（2019年）より増加している。相談の中ではコロナ禍との関連が見られたものがあり、心身の不安やDV、仕事などがあげられている。

(図表 26) 相談件数

	2019年	2020年	2021年
相談件数	2,076	2,006	2,047
うち電話相談	1,099	1,213	1,329
うちDV	258	169	164
うちコロナ関連	0	119	120

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ事業報告書より作成

(図表 27) コロナ関連相談の内容



とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ事業報告書より引用

「すてっぷ相談室」の相談内容から、感染症への不安、メンタルなどの心理状態や、パートナーからの暴力などが顕著だった。DVが背景にある相談内容が増加傾向にあり、豊中市が運営する配偶者暴力相談支援センター（DVC）との連携を図りながら対応してきた。在宅勤務が増え、夫と過ごす時間が増えたことで起こりやすくなったのではないかと考えられる。

また、雇用契約が更新されず収入がなくなる、休校や自粛生活で子どもと向き合う時間が長く悩む、など、就労、家庭問題が複合化していた。

ここまでのまとめ 経済的支援（市）と非経済的支援（財団）

【コロナ禍における経済的支援（豊中市）】

- ① 特別定額給付金などの給付金だけでは経済的困窮に陥る世帯があった。
- ② 「住居確保給付金」と「緊急小口資金」「総合支援資金」の利用者が急増した。
- ③ 「生活困窮」（経済的困窮）は喫緊の課題として捉えられていた。
- ④ 「包括支援プロジェクトチーム」がワンストップでつなぐ取り組みを実施。

【コロナ禍における非経済的支援（とよなか男女共同参画推進財団）】

- ① 相談事業はコロナ禍において市民に直接開いた窓口として重要視された。
- ② 感染不安など心理的不安や、パートナー、DVが背景にある相談が見られた。
- ③ 収入、子どもとの向き合い方など社会変化による課題の複合化。

(5) 生活困窮の支援の現場から

それでは、本市が重要視した生活困窮支援の現場ではどのような支援が行われていたのだろうか。制度の利用者数はコロナ禍で急増した。制度を十分に市民が利用できるよう、ワンストップで制度につなげる工夫も行っている。いつごろ、どのような背景の人々が、コロナ禍の生活困窮に陥り、制度を利用したのだろうか。どのような女性が生活困窮となり、生活困窮の中で女性に起きたことはどのようなことであっただろうか。

そこで、本市で経済的な困難に直面した多くの人々が利用し、重要視された制度を担った2つの部局に、コロナ禍の状況について詳しくヒアリング調査を実施することとした。

中間報告では、2つの部局の統括を担当した方にヒアリング調査結果をまとめた。

ヒアリング調査

(住居確保給付金)

豊中市 市民協働部 参事兼くらし支援課課長
濱政 宏司 氏

(緊急小口資金・総合支援資金)

豊中市 社会福祉協議会 事務局長
勝部 麗子 氏

(調査の方法)

あらかじめ調査の目的・調査票を提示の上、適宜インタビューの順序を変えながら、特定の内容については、より掘り下げてインタビューした。(半構造化面接)
調査票(付属資料)は記入、回収ではなく、話し手の内容整理に活用した。

(制度の詳細)

【住居確保給付金】

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、市区町村ごとに定める額(※)を上限に実際の家賃額を原則3か月間(延長は2回まで最大9か月間)支給するもの。

(※)生活保護制度の住宅扶助額(豊中市の場合)

単身:42,000円/2人世帯:50,000円/3~5人世帯:55,000円/6人世帯:59,000円/7人以上:66,000円/給付金は賃貸住宅の賃貸人や不動産媒介事業者等へ自治体から直接支払う。

[厚生労働省ウェブサイトから抜粋]

【緊急小口資金】 2020年3月25日に制度開始。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用を無利子・保証人不要で貸し付ける。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯が対象。

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となる。貸付上限額は20万円以内(従来の福祉貸付は10万円以内を拡大)。償還期限は2年以内だが、非課税世帯は償還免除、所得状況によって償還猶予措置が可能。

[厚生労働省ウェブサイトから抜粋]

【総合支援資金】2020年7月/延長2021年2月/再延長 最大9ヶ月利用可能

生活再建までの間に必要な生活費用を貸し付けるもの。

新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯(※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象)貸付上限額(二人以上世帯)月20万円以内、(単身世帯)月15万円以内、原則3月以内。

※緊急小口資金を利用したが生活困難が続いている世帯向け

[厚生労働省ウェブサイトから抜粋]

【新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金】2022年7月～2022年12月終了

緊急小口資金等の特例貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給。求職要件の指定があり、就労による自立が困難な場合は、この制度は利用せず生活保護の申請となる。

支給額（月額）単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

※ 住居確保給付金との併給が可能。最大3ヶ月利用が可能。最大3ヶ月

[厚生労働省ウェブサイトから抜粋]

くらし支援課 住居確保給付金の現場で 働いていても、困窮に陥ってしまう社会構造

(話し手)市民協働部 参事 兼 くらし支援課課長 濱政 宏司

コロナ禍は時期ごとに特徴があった

(聞き手) コロナ禍が2020年3月から本格化して、もうすぐ3年あまりになります。

くらし支援課での感覚では、ざっくり3つの期間に分けられると思います。コロナ禍では最初の1年の変化が速かったです。

初期は、コロナ禍で、生活困窮者自立支援法にある住居確保給付金の制度が広く利用され始める2020年4月～だいたい夏の7月8月くらいまで。申請数が爆発的に増えています。

中期は感染者数が減り始めて行動規制が緩んできた同じ年の秋～2020年12月、または2021年1月くらいまで。ここでも申請数は高止まりしていました。

その後、感染者数が増えた2021年2月以降では感染者は増えても、行動規制が緩やかになったためか、申請件数も横ばいになってきました。これが現在まで続いていると感じています。2022年は利用される方に少し変化が見えますが、件数は大きく変わりません。

(聞き手) どんな方が利用されましたか？

最初は、コロナ禍で影響を受けた業種の方でした。飲食業や宿泊業、性風俗産業に従事する方もおられます。夜間の経済活動が制限されたのでタクシー運転手の方もおられました。ロックダウンで休業になって、シフトがなくなり、収入がなくなった。雇用主から十分に休業給付金が支給されていないこともありました。

次に若い方。コロナ禍までの就労期間が短く、低収入で働いていて貯金ができていません。また、働き続けてきたけれど、ずっと低収入だった方。子育て中などで生活そのものに余裕がない方。貯金する余力がなかった方です。非正規雇用の方も多いです。もともとが生活ギリギリだった方に最初に影響があったのだと思います。

通常、「くらし再建パーソナルセンター」に来られる方は、なんらかの課題を抱えていて就職できない、など無職の方がほとんどです。たとえ不安定でも、「働いている人」はほとんど来館されません。ところが、コロナ禍で住居確保給付金を申請したのは、働いているけど生活に困窮した、という人がほとんどです。コロナ禍で減収したり、失業したり、休業手当では生活できない、などで困った方がとてもたくさんおられた。コロナ禍でなければ、自分で就職活動をして転職していくような方もたくさん来所されました。

(聞き手) 制度も2020年から注目されましたね。

住居確保給付金の制度は以前からありましたが、コロナ禍にSNSなどで認知度が高まって、2020年4月に要件緩和されてから、一気に広まりました。

実際には申請から支給決定されて支給されるまで1ヶ月くらいかかってしまいます。また、仕事がなくなった時点ではなく、申請月の収入額で支給の可否を判断する為、感染者数の増加と支給決定件数とは2ヶ月くらいのタイムラグが出ます。感染者数が増えて休校やロックダウン、休業が増え収入が下がると申請者も増えます。その方が支給決定され計上されるのが2ヶ月後、という

ことですね。

最初は休校やステイホームの影響が大きくて、4月、5月にもっとも問い合わせが増えました。休業していなくても、飲食店などは時短営業になると夜のシフトが丸ごとなくなって、時間給で働いている方は減収し、生活できなくなりました。影響の大きかった飲食業などのサービス業は、雇用者数も多い業種で非正規割合も高い。女性の働き手も多かったと思います。

(聞き手) 女性が多かった感覚はありますか？

住居確保給付金は世帯主、主に世帯の稼ぎ手が手続きする仕組みです。ところが、実際の申請者の男女比は半々くらいです。市全体の世帯構成としては男性が世帯主の世帯のほうが多いので、女性世帯主に利用が多かったのではないかと考えています。

シングルマザーや、女性の単身世帯などがイメージされますが、高齢単身者もおられます。年金では生活できないからパートで働いていたようなケースです。非正規雇用者が多く、どうしても低所得になるし、結果的に貯金が少ない。コロナ禍のような状況に耐えられないのです。女性の働き方として非正規雇用割合は高いので、女性が主たる生計者である場合に特に困難となったのだと思います。

社会福祉協議会が対応した緊急小口資金などを併用すると、場合によっては働いていた頃より収入が増えるケースもありました。それは、過剰な支援ではなく、元の収入が低すぎる、ということだと思います。

(聞き手) 2020年の秋以降には月単位の申請件数は少し落ち着いてきます。

そうですね。ただ、コロナ禍が想像していたより長引いてしまい、減収していたけれどなんとかやりくりしていた人たちの貯金が尽きてしまっ

た。正規雇用だった方も、この頃から増え始めます。働いていた業種がコロナ禍から回復できないので、解雇されたり、減収したままで転職しようと離職し、再就職できないケースもあります。

仕事を失った若い方が、それまで就けなかった清掃や警備の仕事に就き始めて、それまで働いていた高齢者が仕事を失うケースも出てきました。

DVなどが理由で住民票を手続きできずに逃げていたけど、貯金を使い果たしてしまった、というケースもありました。

(聞き手) 2021年以降はどうですか。

申請件数はおおむね横ばいになってきました。それでもコロナ禍前の1年間の申請件数くらいは「毎月」申請があります。これはコロナ禍で「住居確保給付金」そのものの認知度が上がった影響があると思います。その点では制度が普及したとも言えるし、活用されているということです。

持ち家でない場合、一般的に家賃が一番支出が高い項目です。家賃のためにカードローンなどで負債を作らずに済んだ、という点は、この制度の功績だと思います。

ただ、住居確保給付金はあくまで家賃です。賃貸住宅なら貸主に直接振り込まれて、本人の生活費にはなりません。住むところがあっても光熱費や食費はどうするの、という問題があります。

(聞き手) 2022年以降はどうですか。

最近では自営業の方や、コロナ禍以外の理由で離職した方も増えています。一方で、制度は延長できるので何度か受給を受けるうちに、収入が戻ってきて制度から「卒業」していく方も出ています。行動規制が緩んで、経済活動が戻ってきたため、元の仕事に戻ったり、夜間の時短営業がなくなってシフトに入れるようになって減収分が回復したり、ですね。一時期は本当に飲食業やサービス業の求人数が減少しましたが、今は人手不足の業

界も出ています。2022年はその過渡期ではないかと考えています。

長期化した爪痕、見えなくなる社会課題

(聞き手) 求人に戻れば、回復してくるのでしょうか？

いえ、支援が必要な方が現場から「見えなくなってしまう」のが課題だと思っています。

コロナ禍の初期にこの制度を利用したのは、非正規雇用や、もともと低収入で貯金ができない働き方だった方でした。働けている間は、支援につながる必要はなかったけれど、働いているのにギリギリの生活をしていました。

経済活動が再開すれば、慣れた仕事に戻りたくなります。だから、元のギリギリの働き方や生活に戻ってしまう方がすごく多い。

特に飲食業は、雇用の受け皿としても数が多いです。長くその仕事に就いていた方も多くて、調理師やベテランのパート職で一つのところで長く勤めてきた方も多く。だから、元の職場や業種に戻るのには自然の心理です。ただ、同じ業種や職種でも転職したケースでは、元の待遇より低くなることは珍しくありません。

(聞き手) 働けるようになって、困難が続く？

収入が戻ったとしても、低所得だったり、非正規雇用で不安定だったり、ハイリスクな状態であることは変わっていません。もともと低収入なので、貯蓄も回復しにくい。コロナ禍の初期のように再びロックダウンが起きれば、また同じように、生活困窮となってしまいます。

自営業でも、特定ルートだけの商売などはハイリスクです。請負で一社だけを相手にしているような下請けの場合ですね。建設や配送業に多いのですが、一定の顧客を掴んだ後で独立するようなケースです。元のルートが回復すれば月 50 万円

くらい稼げてしまうので、別の雇用形態で働く発想にはなりにくい。でも、もう一度コロナ禍が起きれば、同じように減収は避けられません。

(聞き手) 女性の就労者の半数は非正規雇用です

その通りで、女性が主たる稼ぎ手の場合に、コロナ禍でより大きく影響を受けたと言えます。これは、非正規労働に女性が多いから。なら、安定雇用はあるのか、というと、人気の高い事務職は少なく、求人が多いのは、介護や福祉、医療の仕事しかない、というのも事実です。

例えば、シングルマザーがダブルワークで生計を立てていて、片方の仕事がコロナ禍で減収したので、住居確保給付金を申請するケースもありました。つまり、ダブルワークしなければ生活できない水準なのです。これは女性自身や個人の能力の問題ではなく、正規雇用だったけれど、結婚や出産などで一度外れると非正規雇用にしか戻れないという社会構造の問題だと思います。もともと弱い立場の方が大きな影響を受けたのがコロナ禍です。

(聞き手) 見えてこなかった懸念はありますか？

コロナ禍以前から、専業主婦の方やひきこもりなど無職の方への就労支援セミナーなどを実施しています。ところが、コロナ禍でも受講者は来るのですが、修了しても「今は就職活動をしなさい」という方も増えました。

背景には「学校がいつ休みになるかもしれない」といった子育て世帯の声があります。また、ひきこもり状態から脱却をめざしていた方の中には、先行きの見えない社会情勢により、働くことへの不安が高まり活動を休止したケースもありました。

夫が減収したことをきっかけに、住居確保給付金の給付を受けるようになって、パート就労の妻が就労支援に繋がるケースもありました。配偶者

がいて共働きだけれども、低所得だとわかったケースです。

非課税、扶養内で働くパート職は、世帯主ではありません。コロナ禍で失職している可能性はあるかもしれません。世帯主ではないので住居確保給付金の対象にはならなくても家計として減収している可能性はあります。コロナ禍は3年に長期化しています。今、表には出てこなくても将来的に影響は出るでしょう。

本当に必要な支援のあり方

(聞き手) コロナ前の従来の就労支援はどのような状況でしたか？

本市の「地域就労支援センター」や「くらし再建パーソナルサポート」は、何らかの課題を抱えている方を就労に繋げていく役割を担っています。ハローワークの求人と本人の就職活動だけでは就職できないようなケースに、きめ細やかに対応しています。たとえば、ブランクの長い専業主婦の方や、ひきこもりの方などはイメージしやすいでしょうか。

アウトリーチとして「WITH豊中」という地元企業での就労体験など、事業主と協働で進めて手応えのある実績も重ねてきました。就職してからも継続就労できるように関わり続けるなど、伴走型支援が特徴です。

(聞き手) コロナ禍では支援の性格が違う？

そうですね、住居確保給付金は、本来は家賃給付と就労支援を一体的に実施し、相談者に伴走しながら自立に繋げる制度です。ただ、コロナ禍では、求人件数の減少により就職や増収が困難な状況であることや、度重なる要件緩和により申請者が急増したことで、本来の伴走型支援が困難となり、まず目先の家賃をなんとかする課題解決型の支援になってしまいました。

相談を受けていると、子どもが不登校で働けないなど、家族問題を抱えているケースにも出会います。相談員は来談者が抱えている問題の解決に協力したいと感じても、とにかく給付を進めなければならない。相談員自身が対応する件数が多くそれぞれの案件に十分に踏み込めないもどかしさを感じていたと思います。2020年後半以降はコロナ禍の長期化によって、「先行きが不安」「今後の見通しが立たない」など「メンタル」的なサポートが必要なケースが従来よりも増加しており、対応数もですが、内容面でも疲弊しています。

(聞き手) コロナ禍以前と、コロナ禍以降では申請件数も爆発的に増えましたね。

支給決定件数はコロナ禍の前年9件だったものが、初期の2020年4月からは2ヶ月で200件を超えました。最初の2ヶ月くらいは問い合わせの電話が鳴りっぱなしで、相談員だけでは無く事務所の職員も毎日対応に追われました。申請までに事前相談や聞き取り、書類の書き方説明などに対応しました。

住居確保給付金は長い人では再支給制度を利用して15ヶ月適用されていました。今後、特例措置は無くなりますが、生活困窮者自立支援法施行から始まった制度で、利用される方はおられます。事務量は今も雪だるま式に増えています。コロナ禍が長引き、特例措置の追加や期間が延長となる都度、提出書類の見直しや状況確認などの事務手続きが生じています。令和4年11月迄の総支払件数は3780件、支給決定者数は721件うち終了した方が670件ほどですから、現在も50件程度は継続して関わっていることになりますね。

(聞き手) 支援の形がかなり変化しています。

求人が増えてくれば、働ける力のある人は自分で仕事を見つけて働き始めます。ところが、それが非正規雇用や、低賃金だったりすると「脆弱な

体質」のまま、社会的な支援からは離れてしまいます。

本当なら安定雇用につなげたい、もう少し支援を続けたい場合も、住居確保給付金だけでは生活費が足りなくなるので、就労を再開せざるを得ない。しかし、そもそもコロナ禍においては安定雇用や貯蓄などで備えられる仕事が多くはありません。

本当はもっとじっくり支援し、安定就労へ転換してほしかった、という想いはどの相談員も抱えていると思います。でも住居確保給付金は生活資金に足りないのです、就労に戻らざるを得ない。就労訓練などを十分に受けることができません。

(現時点では、従来は認められていなかった住居確保給付金と職業訓練受講給付金の併用は認められています。) 正規雇用に転換したくても、スキルアップのための時間をかけられなかった方もおられます。

(聞き手) 今後、考えておられることは？

第一には住宅費だけではなく生活費の問題ですね。今ある制度としてはハローワークの離職者への職業訓練受講給付金制度ですが、受講の決定権はハローワークにあります。このあたりは連携や協働が視野に入ってくると思います。

加えて、低賃金の仕事が多いことです。若年層でも非正規割合は高くなっています。または正規雇用だとしても低賃金という待遇も珍しくありません。今回のコロナ禍はそういった層が直撃してダメージを受けています。女性の場合も同じで、もともとギリギリで頑張っていた方が困窮した。しかも、改善するためのチャンスも回復する期間も十分得られなかった。加えて、氷河期世代やひきこもりなど、社会背景や日本の雇用環境の問題もあり就職につながらないという方も潜在的に、いることが、これまでの取り組みでもわかってきています。

相談員がこれまでと違う支援に安心して関わ

っていける人材育成も必要だと思っています。住居確保給付金という制度はコロナ禍で広く知られて、延長、再延長、再々延長と繰り返したことで、何度も窓口足を運んでいただきました。その間に、今までは来館につながらなかった方からも、相談員を頼っていただけるようになったケースもありました。

人員体制などまだまだ課題も多いけれど、今回つながった支援をしっかりと使っていただきたいと考えています。

豊中市社会福祉協議会

～誰一人も取り残さない～コロナ禍での地域福祉の課題

(話し手) 豊中市社会福祉協議会事務局長 勝部 麗子

コロナ禍で、命を守ること

(聞き手) コロナ禍では主に貸付が利用されたと聞きました

約3年間、コロナ特例の緊急貸し付けを行いました。延長、再延長、と利用した方が200万円もの借金を背負わされ本当に厳しい日々でした。貸し付けした世帯数は約1万6千件。「コロナ特例貸付」利用者への生活支援などのフォローは制度的には義務化されていません。貸付対面の面談も行なわず郵送で対応した自治体もありますが、豊中市社会福祉協議会では、すべての利用者を面談しフォローしてきました。今後も限られた人員ではかなり厳しいのは事実です。ただ、今回のコロナ特例貸し付けではこれまで見えてこなかった支援が必要な方とつながることが出来ました。それを大事にしたい、と考えています。

(聞き手) コロナ禍ではどのような取り組みをされておりましたか

わたしたちは3つの命を失わせない、死なせないことを掲げていました。

1つ目は、コロナに罹らないこと。地域での交流事業などは感染防止のために、止めざるをえませんでした。その後に取り組んだのはワクチン接種の促進です。高齢者はかかりつけ医があって優先的に接種できていました。しかし、困りごととして聞こえてきたのは、対面で生活を支えている業種で働く人たちです。保育や小売、運送などですね。ステイホーム出来ない仕事に就いている現

役世代が接種できていないまま働いていた。感染は怖いけれど仕事は休めない、という声です。そこで、社会福祉協議会は福祉や保育のエッセンシャルワーカー向けの接種会を福祉施設連絡会の協力で設けました。他には、外国人在住者にも情報が伝わりにくかったですね。

(聞き手) 感染防止は特に初期の特徴ですね。2つ目はやはり貸し付けでしょうか？

2つ目は「減収で死なさない」ことです。コロナ特例貸し付けはその代表ですね。国や厚生労働省に現場からの声を届けました。最初は手続きに「印鑑」が必要で、お金が届くのに時間がかかる仕組みでした。印鑑はすでに多くの官公庁で廃止されています。とにかく目の前の人に早く届けたかった。

貸し付けの申請手続きには「減収した」という証明が必要でしたが、スタートしてから状況に合わせて緩和しています。雇用者として働いていても雇用主が給与明細などを発行していないなど、収入が証明できない方もおられるのです。身近にそんな人がいると思わない方もいるかもしれません。でも、それが現実でした。

目の前に、経済的に生活できなくなっている方が相談に来ていて、明日の生活にも困っている。貸し付けという名称ではありますが、本来「給付同然」という政治家の発言もあり「命を守るために借りてください」と話しています。

(聞き手) 3つ目の命のリスクはどんなことですか

3つ目は、「孤独」です。社会福祉協議会で実施

していた地域の活動、市民活動が、感染防止のために止まりました。高齢者の会食会やサロン、子ども食堂、子育てサロン、図書館、公民館など、ほとんどが閉まりましたね。結果、地域や公共との「つながり」で支えられていた方が孤立することになってしまったのです。

居場所がなくなってしまった方がたくさんいて、そのほとんどが、子どもや母親、高齢者など社会的なつながりを作りにくい方でした。地域でつながることで孤立していなかった。その支えが失われました。最近「孤独」が注目されていますが「孤独死」のように高齢者だけの問題ではなく、誰もが、ふとしたことで陥ってしまうのです。誰にも助けを求められなくなっていました。

女性が多く影響を受けている

(聞き手) 支援を受ける方に、女性が多い傾向はありましたか

コロナ禍初期は特定の職業の方に減収が集中しました。「飲食」「宿泊」などのサービス業、なかでも非正規雇用の方です。元々、不安定な雇用が多く、ここに女性が多かったですね。年金だけでは生活ができずパート収入を支えにしていた高齢者も含まれます。高齢者も女性の方が年金受給額は少ないことが多いです。既婚でも夫を先に亡くした単身女性は珍しくありません。最近「非婚」という言葉もあるように単身の方は増えています。結婚していたとしてもいつかは単身になる時がきます。高齢女性、それにシングルマザー、まじめに働いてギリギリの生計を立てていた方が多くおられました。生計ですからね。まさに命に直結しています。

(聞き手) 食べることに困る方がおられました

休校で子どもが家にいて3食を家庭で食べるようになりましたね。あるシングルマザーの方が

「子どもがどんだんご飯を食べるんです」と悲痛な声をあげました。なぜ悲痛なのか。食費が足りない、貯金がどんどん減るということです。

ギリギリだった生計が成り立たなくなりました。仕事が減った、仕事そのものを失った。それが長期化していきました。

こういった声にあわせて、福祉施設の社会貢献として弁当を作ってもらい、「宅食」サービスを始めました。わずかでも、支えがあると伝えられたし、孤独じゃないと知ってほしかった。それでも3つの命のリスクに追い詰められ、最悪の場合には自死を選んでしまうことさえあります。

(聞き手) 特に厳しかった時期はありますか

コロナ禍の初期ですね。家を失った方が多かったのです。友達の家を夜だけ泊まり歩いて昼間はアルバイトしていた、ネットカフェに泊まっていた、いわゆる夜職（風俗業）で働いていた、などロックダウンでの影響が大きいです。たとえば、旅館業では休業によって住み込みの仲居さんが寮を追い出されてしまいました。リーマンショックの頃、製造業で派遣社員が寮を失ったのは記憶に新しいところですが、その時とは異なる産業が打撃を受けています。特に女性が多いサービス業が多い。マッチングアプリ等で泊めてくれる相手を探しているうちに性犯罪に巻き込まれる可能性もあります。一時保護や生活保護など、つなぐ先が深刻なケースは少なくありません。引越しを勧めることもありますし、実際に民間のネット金融業者ではなく私達の貸し付けを入口にしたことで生活再建などの公的支援につながることは多いです。

コロナ禍での困難は、日本の縮図

(聞き手) 既存の社会課題も影響していますか

ひきこもりの40代の子どもの抱えて、高齢の

親がパート収入で生計を立てていた例は、典型的な 8050 問題でしたね。あとは前述のギリギリの生計だった方のすべてです。

高齢女性や単身女性、シングルマザーなど、生活保護基準ギリギリで頑張ってきた方たちが仕事を失いました。子育て世帯で夫婦共に低収入など、ギリギリで生活していた方も大きな影響を受けました。今まではギリギリでも生計は成り立っていたので公的な支援につながることは少なかった方です。それが「こんなにたくさんいたのか」と見えるようになりました。

(聞き手) 格差が大きくなったように感じます

実際に正社員や公務員など一定の方は減収していません。今は人口の約 3 割が高齢世帯で、就労の必要がない年金生活の方も減収していません。自分の周りに困っている方がいないと深刻な状況に陥った方の存在に気づけない、そういうことは多いかもしれません。

しかし、シングルマザーや単身女性、高齢の単身者、男性でも非正規雇用の方はどうでしょうか。それまでの生活ができないから、家計を節約しようとするけれど、元がギリギリで切り詰める部分がなければどうでしょうか。これまで見えていなかった、いや、見ようとしなかった方の困難が表出したと言えます。コロナ禍は日本の社会問題の縮図です。

豊中市の地域的な特性

(聞き手) 配偶者がいる世帯には問題がなかったのでしょうか？

実は貸し付けを利用したのは、単身女性やシングルマザーだけではありません。配偶者がいる、家族がいる場合も安泰ではなかったのです。夫の収入が減収していなくても、もともと妻のパート収入が家計を支えていることがありますよね。妻

が働くことを前提に住宅ローンを組んでいて、パート収入で子どもの教育費や生活費を補っている家庭は多くあります。このパート職が突然失われてしまったらどうでしょうか。

たとえ妻のパート収入が毎月 5 万円程度だったとしても、確実に生計には影響します。最初は貯金でしのいでいたけれど、コロナ禍は長期化しています。学校は再開しても、いつ感染拡大して再び休校するか心配で再就職に踏み切れない、という方も多くいるはずですよ。

貸し付けを使わず、貯金などでしのいだ方にとっても他人事ではありません。最初に子どもの学費や老後資金が削られ、その後の生活に大きな影響があります。

(聞き手) 豊中の地域特性にも関係していますか

豊中市の特徴は比較的豊かなベッドタウンで、子育て世帯も多いと言われます。ただ、家賃や住宅ローンを払っている場合は、数ヶ月の減収でも毎月数万円の住居費はかなり重荷になります。日本の社会保障は持ち家前提で設計されています。地方の持ち家ならば畑で野菜がとれる等、生活への影響は小さくなります。コロナ禍での問題は農村部など地方では目立ちません。

生活困窮者自立支援法による「住居確保給付金」は、借家の家賃の場合には利用できますが、住宅ローンの支払いはできません。同じくらいの人口規模の市町村と比較しても、住宅ローンを抱えた持ち家率が高いほど、貸し付け件数は多くなる傾向があります。豊中市にはその傾向があるのではないかと考えています。住宅ローンではなく借家で「住居確保給付金」が使えたとしても、豊中市は比較的家賃が高いです。住居確保給付金だけでは足りないケースは多かったと思います。

加えて、都市部のほうが、サービス業などコロナ禍で影響を受けた仕事が多く集まります。そして、都市部ほど非正規雇用の割合が高くなる。結果的に豊中市でコロナ禍の影響を受けた方は多

かったのではないのでしょうか。

生活保護を受けるくらいなら

(聞き手) 最後のセーフティネットは生活保護ですが、統計上の受給者数が増えていません

貸し付けを利用される皆さんが「生活保護を受けるくらいなら死んだほうがまし」だと言われます。生活保護基準の減収だとしても、生活保護を受給すると、親族への扶養照会があり、車の廃車や、住宅ローンや自営業の融資が使えないからです。コロナ禍以前から、利用しにくく、抜け出しにくい制度設計は課題でした。更に、自己責任論の根強さが生活保護の利用をためらわせています。

(聞き手) SNS でもバッシングが目立ちました

コロナ禍はロックダウンという形で経済が止まりました。それでも、「本人の努力が足りないから」だと言われてしまいます。社会で起きた災害のようなコロナ禍ですら、「自分の努力不足だ」「自分の能力の結果だ」と自分を責めてしまいます。同時に、生活保護受給者を「努力不足の自己責任」だと結論してしまう。実際は、社会で起きたコロナ禍の影響を受けただけです。個人がバッシングされる理由などないのです。

(聞き手) 生活保護は「権利」ですと、厚生労働省も呼びかけました

人は人間らしく生きていく尊厳が尊重されるべきです。自己責任で片付けて、生活できない人が自分を責める必要はありません。生活保護は誰にもある権利です。

大切なのは、命です。生活ができなくなっても、困窮しても、自己責任だけで責められることはありません。社会構造の一つに巻き込まれて起きていることだから、公的な支援を使って、支え合

っていくことは間違いではありません。今、支える側の人も、支えられる立場になることを想像してほしい。もっと、セーフティネットの使い方や権利を呼びかけていく必要があります。誰も取り残されない社会にしていく必要があります。

社会福祉協議会では「15歳からの社会保障」というすごろくを作りました。止まるマスごとに困ったことが起きて、そのための支援を選べるゲームです。地域の中学校で使ってもらえるよう、取り組みを始めています。すごろくを体験した子ども達は「こんなに救ってくれる公的な場所があるんだ」と驚いています。大人の自己責任論は子ども達にもまん延しているのです。

コロナの傷は癒えていない

(聞き手) コロナ後、とは言えない状況が続いていくように思います

貸し付けについては非課税世帯の返済は免除されます。でも、経済活動が再開されて働き始めて収入を取り戻せば、たとえギリギリの収入だとしても返済がのしかかってきます。3年間で世帯人数によりますが、最大で200万円です。収入が回復しても、ギリギリの生活をようやく取り戻せた方にとって、簡単な金額ではありません。ただ民間のカードローンのような利率ではありませんし、返済期間猶予の手続きができます。猶予の手続きをするプロセスで、私達のような公的な支援に再びつながります。家計の見直しや、就労支援、生活再建などの制度で、返済の10年間を支えていきます。

その間、どのように支援していくのか。限られた人員と予算では足りないのではないか。社会的な自立をするために何が必要なのか。就労なのか、孤立を防ぐつながりなのか、医療なのか、介護なのか、見守りなのか、どのくらい時間がかかるのか。当事者が、ここからやりなおせる機会として、それをどうやって社会が支えていけるか。これか

らが、試されていると思います。

(6) ヒアリング調査からの考察

それぞれの部局・機関におけるヒアリングから、次のような女性の生活困難な状況が浮かび上がってきた。

- ① 暮らし支援課・暮らし再建パーソナルサポートセンター（住居確保給付金）
 - ・初期（2020年4月～）に十分な預貯金がなく経済的困窮に陥った人来館した。
 - ・産業別では 宿泊・飲食業、生活・娯楽業（性風俗産業含む）の従事者、雇用形態では非正規雇用者、シングルマザーや高齢単身女性が目立った。
 - ・公的支援につながらず働いてギリギリの生活をしていた人、中にはDVが背景にあり逃げていたが貯金が底をついた人もいた。
 - ・中期以降（2020年9月くらい）は、正規雇用でも減収し貯金がなくなった人、コロナ禍の変化で転職しようと離職した人、自営業者も増えた。
 - ・コロナ禍が長期化し、子育て中の女性には休校などを懸念し、再就職をためらう例も見られた。

- ② 豊中市社会福祉協議会（緊急貸付等）
 - ・初期（2020年4月～）に制度が始まり、利用者が急増した。まじめに働いていたけれど生活がギリギリだった人が減収や失業で預貯金も底を突き、返済に不安があっても命をつなぐために借り入れを利用した。
 - ・家を失った人の中には宿泊業や性風俗産業で寮を失った例もあった。
 - ・家を失うことで性被害を受ける可能性があり、一時保護等につなぐこともあった。
 - ・宿泊・飲食業など非正規雇用の多い仕事に就いていた女性が多い。
 - ・女性が生計を立てているシングルマザー、パートの高齢女性、単身女性などが多いが、有配偶者女性でも住宅ローンを返済のために利用することがあった。

③減収からすぐに生活困窮となるリスク

住居確保給付金、コロナ特例緊急小口資金等の支援制度は、利用するための必要要件に、世帯の預貯金合計額が最大 100 万円を超えない額であることが付与されている。2020 年前半に、生活困窮に対する制度の利用者が急増したことがわかった。すなわち、十分な預貯金がなく、減収や失業が、即、家計へ影響し、困窮へと至った人びとであった。生活保護にながらずにギリギリの生計だった人々でもある。

④時系列での変化

支援現場の状況と時系列変化から、コロナ禍の 3 年間を暫定的に大きく 4 区分できる共通点が見られた。次年度の研究での時系列の視座として設定したい。

※暦日は 1 ヶ月程度前後ブレを含む。

第 1 期	2020 年 3 月～8 月頃	最初の感染者・休校・ロックダウン的措置 特例貸付の開始（2020 年 3 月）急増 住居確保給付金の申請急増（2020 年 4 月頃）	十分な預貯金がなく、減収や失業が、即、困窮に至る 宿泊・飲食業、非正規雇用 シングルマザーや低所得世帯 単身
第 2 期	2020 年 8 月頃 ～12 月 頃	行動緩和、支援要件緩和、利用者層の変化 長期化により、総合支援資金（再貸付） の決定（2020 年 7 月）	正規雇用者でも減収で貯金が 拭底したケース 減収から転職、自営業者など
第 3 期	2021 年	感染の再拡大 総合支援資金の延長（2021 年 2 月） 再延長決定	長期化による利用、自営業者 など多様化 行動規制緩和で再就労も
第 4 期	2022 年	コロナ特例貸付は 2022 年 9 月終了 ワクチン普及、経済活動再開 給付金の期間終了者への償還案内開始 新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金は 2022 年 12 月終了へ	制度から卒業していく （多くは不安定就労へ） 支援を使い切り生活困窮者自 立支援金へ 生活保護へ転換も

参考：付属資料

⑤これまで見えなかった脆弱な生活基盤

いずれの部局・機関でも、これまで福祉的な公的支援につながってこなかった層の利用が増えた。主な利用者は、低所得世帯、すなわち非正規雇用や不安定雇用、低年金の高齢者世帯などであった。非正規雇用や低所得であったとしてもギリギリで生活が出来ていたが、生活基盤が脆弱であるため、コロナ禍の影響を大きく受けた。コロナ禍でなければ困窮に至らず、地域では見えにくかった人々でもある。同時に在住外国人の困窮も顕在化した。また、コロナ禍の長期化によって、雇用者だけではなく、減収した自営業の人びとの利用も増加した。

⑥特定の産業や業種が大きく影響を受けた

豊中市の産業の中でも国の統計と同様「宿泊・飲食業」「生活・娯楽業」「卸売・小売業」では非正規雇用割合が高く、生活困窮に至った人には、これらの産業の従事者が多かった。

⑦多様な相談者

相談者として、女性が主たる生計者（または世帯主）である「シングルマザー」「単身女性」、高齢者、就労期間の短い若者世代、支出の増える子育て世帯が多く、コロナ禍の影響を受けたことがわかる。

また、正規雇用の有配偶者がいる女性の相談でも、住宅ローンの返済や家賃に困ったというケースがあった。豊中市は大都市近郊のベッドタウンであり、住宅ローンや住居費の高ことが関連している。

⑧コロナ禍の爪痕

住居確保給付金は住居費の給付の利用者は生活費を稼ぐために早期に就労へ戻ったが、コロナ禍で安定雇用につなげられず、再び不安定就労へ戻る人が多かった。しかし、コロナ禍では貯金を減らし、生活費のために緊急小口資金や総合支援資金の貸し付けを利用したことで負債が増えた。正規職への転換などが十分に進まず、収入は上昇しない、または低下した状態で公的支援から離れる人も多く、再びコロナ禍が起きれば再び生活困窮に陥ってしまう。生活資金貸し付けを利用した人の償還（返済）が始まるが、非課税世帯以外は免除されない。就労できても低所得では返済が難しく、返済猶予の手続きを通じて生活支援フォローが必要である。

⑨将来的な経済的不安の広がり

従来地域での取り組みが実施できず、高齢者や子どもなど弱い立場の人ほど孤立してしまうことがあった。減収による家計の悪化で削られるのは、食費や教育費など、家庭内で弱い子どもに影響が大きくなってしまう。教育費用や老後資金の貯金ができなくなるなど、

子どもの未来や、現役世代の老後に影響している可能性もある。

⑩生活課題の複合的な様相

経済的な生活困窮に加えて、感染不安、生活不安、孤立、人間関係のストレスなど、メンタルの問題も同時に生じていても、支援に繋がったとはいえない。

⑪人権の問題

自己責任論から生じる生活保護への忌避感から、生活困窮しても制度は利用しにくいと感じる人が多い。そのため、まず住居確保給付金や貸し付けが多く利用されたと考えられる。

だれもが人間らしく生きていく権利を持っているにもかかわらず、生活保護制度の利用しにくさが浮き彫りとなった。

⑫利用者の急増と相談体制のひっ迫

コロナ禍で制度利用者が急増した。要件緩和し制度適用が拡大されたことが、SNSや動画投稿サイトで情報共有された。これに付随する事務量も急増し、人員体制はひっ迫した。一方で、十分とは言えない人員体制や予算など支援体制の課題は多いが、新たにつながった人々をしっかりと支援したいという回答があった。

⑬DVや性被害のリスク

相談者の背景にDVや性被害が見えることがある。限られた時間での経済的支援の過程では被害者自身がDVについて語らなかつたり、事実が明らかにされないまま支援から離れてしまったりすることもある。

(7) 今後の方向性と課題

コロナ禍における女性の生活困難として、ヒアリング調査では経済的困窮の側面からまとめてきた。積み残した課題は少なくない。

①コロナ禍で増加や深刻化した問題

コロナ禍では、女性のけるDV被害、性被害、自殺などの増加、就労による問題、家事負担などが深刻化した。これらはコロナ禍以前から男女共同参画の視点から、女性への暴力防止や女性の就労・雇用の問題、固定的性別役割分担意識、女性の人権など、構造的な社会課題として取り上げられてきた。コロナ禍の社会的困難は、コロナ禍以前の社会的困難が深刻化した。本報告で十分に検討できなかったこれらの問題について、次年度、考察を深める必要がある。

②経済的な生活困窮を経験した女性たちの実像を捉える

ここまでの中間報告書では、豊中市における経済的困窮への支援について捉えてきた。経済的困窮からは「非正規雇用」「シングルマザー」「高齢女性」など女性の属性が見えてきた。

しかし、より詳細な生活実態を捉えて、今後の支援のあり方を検討する必要がある。

③コロナ禍における生活困難者の今を捉える

コロナ禍に支援を必要とした人びとの生活は、コロナがほぼ収束する中で、平穏を取り戻したのだろうか。「コロナ禍の爪痕」を捉える必要がある。

④コロナ禍における財団の役割

積み残した生活困難は、既存の財団事業、男女共同参画社会推進との関わりが大きい。

財団事業では、女性の生活困難をどのように捉えてきたのか、どのように支援してきたのかといった総括を行う必要がある。コロナ禍のような非常時に露呈する男女不平等の是正に向けて、どのような支援が必要であるか検討したい。このことは、財団が指定管理者である「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」の運営にも活かすことができるだろう。

参考文献リスト

- [1] 内閣府,2021,「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」
<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/index.html>
- [2] 内閣府,2022,「男女共同参画白書」令和3年版
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/index.html
- [3] 野村総合研究所,2021,「コロナ禍で急増する女性の「実質的失業」と「支援からの孤立」-新型コロナの影響でシフトが減ったパート・アルバイト女性に関する調査-」,7
<https://www.nri.com/jp/knowledge/report/1st/2021/cc/mediaforum/forum302>
- [4] 内閣府,2021,「男女共同参画白書」令和2年版
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/index.html
- [5] 全国ひとり親世帯等調査（令和3年度）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147_00013.html
- [6] 大阪府,2020,「新型コロナウイルス禍が女性に及ぼす影響について」緊急アンケート結果
<https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/kinkyu.html>
- [7] 神原文子,2021,「コロナ禍における子づれシングル世帯の生活困難」『部落解放』802、77-91.
- [8] 神原文子 2021 「コロナ禍における子づれシングル女性の生活困難—社会学の視点から—」『家族研究年報』46、41-55.
- [9] 内閣府,2021,「男女共同参画白書」令和4年版
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/index.html
- [10] 豊中市,第2次男女共同参画計画改定版・第2次豊中市 DV 対策基本計画年次報告書,2023
- [11] 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団,2023,豊中市男女共同参画統計データブック <https://toyonaka-step.jp/research/datebook2022/>
- [12] 総務省統計局,2021,国勢調査
<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html>
- [13] 豊中市,2022,こどもすこやか育みプラン・とよなか（令和3年度事業実施報告書）
https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/kosodachi_shienplan/hokoku/R4jigyohoukoku.html
- [14] 豊中市都市創造研究所,2018,「豊中市の単身世帯の生活に関する調査研究 I」
[https://www.tium-toyonaka-osaka.jp/publication/text_kenkyu/19-01\(%E6%AF%94%E5%98%89\).pdf](https://www.tium-toyonaka-osaka.jp/publication/text_kenkyu/19-01(%E6%AF%94%E5%98%89).pdf)
- [15] 豊中市,2021,女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート
https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/danjokyoudou/suishin/1.html
- [16] 豊中市,「市政年鑑」,2019-2021

- https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/shoukai/gaiyou/shisei_nenkan/index.html
- [17] 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会,2019-2021,「事業報告」
https://www.toyonaka-shakyo.or.jp/nav/nav_toyosyakyo/business-plan-report
- [18] 豊中市,2021,「福祉部包括支援プロジェクト・チーム報告書」
<https://www.mhlw.go.jp/content/toyonakashi-r3.pdf>
- [19] 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団,2021-2022,事業報告書
<https://toyonaka-step.jp/about/about-designated/>

(付属資料)

長期化しているコロナ禍での変化を考慮するための時系列状況 (2022 年まで)

2020 年		2021 年		2022 年			
2020.1-2020.6	2020.7-2020.12	2021.1~6	2021.7~12	2022.1~6	2022.7~		
1.最初の感染者 2/27 政府から休校発表 3/7 一斉休校 特別給付金 10 万 円 マスク不足混乱	行動規制しながら 緩和始まる 県越える移動緩和 GoTo トラベル開 7 月→12 月停止	ワクチン先行接種 開始 一時緩和 (3 月末- 4 月) 後に再宣言 東京五輪開催	都市から地方へ 感染者増大 デルタ株 二回目接種浸透 ワクチン 3 回目へ 重症者割合減少 高齢者死亡数減 現役世代死亡増	オミクロン株へ 感染者数増加 3 月 観光以外の入国規 制緩和 4 月 府民割など地域限 定の旅行奨励など 段階的規制緩和始 まる	感染者数増加 10 月 入国制限解除 10 月 全国旅行支援 第 8 波可能性高 11 月以降感染者 数増加へ		
緊急事態宣言① 2020/4/7-5/25	大阪府医療非常事 態宣言 (12 月) 外出自粛 全国で医療崩壊の 声	緊急事態宣言② 2021/1/13-3/21 緊急事態宣言③ 2021/4/25- 2021/6/20 まん延防止重点措 置 2021/6/21-7/11	緊急事態宣言④ (東京・沖縄) 2021/7/12-/8/22 8/2 大阪追加 9/12 まで延長 9/30 解除				
2 つの部局・機関へのヒアリング結果から暫定的に設定した期間区分							
第 1 期 2020.2-8 コロナ特例給付決定 住宅確保給付金 (従前) 制度が緩和へ 来談者が急増	第 2 期 2020.8-12 特例継続 来談者増加	第 3 期 2021 年 特例継続 (再、延長等の決定) 来談者の継続支援が続く ・住宅確保給付金延長終了者が生じる	第 4 期 2022 年 ・コロナ特例受付終了 (2022.9 末) ・住宅確保給付金延長終了者が生じる				
大阪府による表記							
第 1 波 2020/1/29-6/13	第 2 波 2020/6/14- 10/9	第 3 波 2020/10/10- 2021/2/28	第 4 波 2021/3/1- 6/20	第 5 波 2021/6/21-12/16	第 6 波 2021/12/17- 2022/06/24	第 7 波 2022/ 6/25- 9/26	全数届出見 直し後

(付属資料)

ヒアリング前 事前調査票

ヒアリング前の担当者資料として活用させていただきます。

記入は、箇条書きなどで簡易でかまいません。

報告書公開前には、掲載内容についてご確認いただきます。

【送付先・お問い合わせ】 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団 (水曜休館)
事務局付副主幹特命事項担当：藤池里美 [TEL:06-6844-9773](tel:06-6844-9773) mail : s.fujiike@toyonaka-step.jp

支援の窓口での状況について教えてください。担当者ご自身が体験したことはもちろん、担当部署内で典型的だった、特徴的だった傾向についてお教えてください。

(設問1) コロナ以前の部局での支援や制度利用について教えてください。(～おおむね2019年度末までくらい)

(1) 支援の窓口を訪れていた方はどのような方でしたか。

例：有業無業、働き方、年齢層、家族構成

(2) 特に女性について教えてください。

例：○○業についていたが失職した、シングルマザーなど

(3) 主な困りゴトはどのようなことでしたか

例：経済的理由、不安の要因、不足しているもの、生活上の困りゴト

(設問2)

コロナ禍初期(2020年1月~12月までくらい)部局での支援や制度利用について教えてください。

(1) 支援の窓口を訪れた方はどのような方でしたか。

例: 有業無業、働き方、年齢層、家族構成

(2) 特に女性について教えてください。

例: ◎◎業についていたが失職した、シングルマザーなど

(3) 主な困りゴトや支援内容はどのようなことでしたか

例: 経済的理由、不安の要因、不足しているもの、生活上の困りゴト

(4) コロナウイルス感染症拡大によってコロナ禍以前(2019年)と変わったと感じる点
はありましたか?

例: 利用者層の変化、求められる内容など

(5) 支援策や制度の効果はいかがでしたか

例: ◎◎が足りない、タイミング、体制など

(設問3)

コロナ禍中期(2021年1月~12月までくらい)部局での支援や制度利用について教えてください。

(1) 支援の窓口を訪れた方はどのような方でしたか。

例：有業無業、働き方、年齢層、家族構成

(2) 特に女性について教えてください。

例：○○業についていたが失職した、シングルマザーなど

(3) 主な困りゴトや支援内容はどのようなことでしたか

例：経済的理由、不安の要因、不足しているもの、生活上の困りゴト

(4) コロナウイルス感染症の継続によって、前年(2020年)と変わったと感じる点がありましたか？

例：利用者層の変化、求められる内容など

(5) 支援策や制度の効果はいかがでしたか

例：○○が足りない、タイミング、体制など

(設問4)

コロナ禍での最近(2022年1月~12月直近までくらい)の状況について教えてください。

(1) 支援の窓口を訪れた方はどのような方でしたか。

例：有業無業、働き方、年齢層、家族構成

(2) 特に女性について教えてください。

例：○○業についていたが失職した、シングルマザーなど

(3) 主な困りごとや支援内容はどのようなことでしたか

例：経済的理由、不安の要因、不足しているもの、生活上の困りごと

(4) コロナウイルス感染症の継続によって、前年(2021年)と変わったと感じる点はありませんか？

例：利用者層の変化、求められる内容など

(5) 支援策や制度の効果はいかがでしたか

例：○○が足りない、タイミング、体制など

(設問5) ①

コロナ禍で生じた、特徴的だった、または増加した相談内容について、詳しく教えてください。

※個人が特定できない程度の守秘義務内で記載、報告書掲載時にはご確認いただきます。

※この設問は3枚添付していますが、それより多い場合は複写してご提供いただけると助かります。

① どんな人から

② コロナ禍のいつぐらいの時期 (2020 / 2021 / 2022) 年 () 月頃

③ どんな内容、状況で

④ それらに対する支援、制度利用、どこまで支援できたか

⑤ その方の現在の状況はどのような状況でしょうか、わかる限りで教えてください

⑥ 制度や施策の過不足だった課題はありましたか

⑦ 上記の内容にコロナ禍前からの潜在的要因は考えられますか

(設問5) ②

コロナ禍で生じた、特徴的だった、または増加した相談内容について、詳しく教えてください。

※個人が特定できない程度の守秘義務内、報告書掲載時にはご確認いただきます。

※この設問は3枚添付していますが、それより多い場合は複写してご提供いただけると助かります。

①どんな人から

②コロナ禍のいつぐらいの時期 (2020 / 2021 / 2022) 年 () 月
頃

③どんな内容、状況で

④それらに対する支援、制度利用、どこまで支援できたか

⑤その方の現在の状況はどのような状況でしょうか、わかる限りで教えてください

⑥制度や施策の過不足だった課題はありましたか

⑦上記の内容にコロナ禍前からの潜在的要因は考えられますか

(設問5) ③

コロナ禍で生じた、特徴的だった、または増加した相談内容について、詳しく教えてください。

※個人が特定できない程度の守秘義務内、報告書掲載時にはご確認いただきます。

※この設問は3枚添付していますが、それより多い場合は複写してご提供いただけると助かります。

①どんな人から

②コロナ禍のいつぐらいの時期 (2020 / 2021 / 2022) 年 () 月頃

③どんな内容、状況で

④それらに対する支援、制度利用、どこまで支援できたか

⑤その方の現在の状況はどのような状況でしょうか、わかる限りで教えてください

⑥制度や施策の過不足だった課題はありましたか

⑦上記の内容にコロナ禍前からの潜在的要因は考えられますか

(設問6)

コロナ禍の支援活動を通じて感じるところを教えてください。

- (1) コロナ禍で生じた困難について、今後も注視、支援が必要だと思われるものはどのようなことですか？また、対象としてどのような層ですか？

例：経済的困窮、生活の安定、子ども、単身者、など

- (2) 上記の理由について、どのような要因が解決を阻害していると思いますか。

- (3) 今後の部局の取り組みや方向性について、検討されていることはありますか？

【さいごに】

まずはじめに、ヒアリング調査への協力を快諾いただいた市民協働部くらし支援課、くらし再建パーソナルセンター、豊中市社会福祉協議会の皆様には、貴重な時間を割いてご協力いただき、心から感謝しています。引き続き、実施したヒアリング調査は2023年度の本研究へと活かしてまいります。

2022年度後半からは、本研究の指導を、社会学者である神原文子先生にご快諾いただきました。積み重ねられたシングルマザー支援でのご経験からの確かなアドバイスと指導をいただき進めることができました。本研究の続く2023年度においてもその慧眼からのご指導が大いに役立つと確信しており、心より感謝申し上げます。

今回は、中間報告書であり、2023年度も引き続き豊中市におけるコロナ禍と女性の社会的困難に向き合い、女性の視点からどのような支援が今後必要とされるのかあきらかにするとともに、当財団がより地域社会に貢献できる事業につなげるために本研究を進めてまいります。

最後に、この報告書をお読みいただいた皆様には、豊中市の女性支援について当財団に一層のご指導をいただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2023年3月

(自主事業) 2022 年度調査研究事業

豊中市におけるコロナ禍での女性の社会的困難 (中間報告書)

発行年月：2023 年 3 月 31 日

発行者：一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団

住所：〒560-0026 大阪府豊中市玉井町 1-1-1-501

電話：06 (6844) 9772 (代表)

e-mail：step-9773@toyonaka-step.jp